

建設経済常任委員会

- 1 日 時 令和8年3月16日(月)午前9時00分～午後17時18分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 三島 好雄
副委員長 岡 龍一
委員 齊郷 孝 ジョンソン 彩奈 田中 晴美 中本 英宏
平岡 実千男 藤沢 宏司 山本 達也 山本 滯馬
- 4 欠席委員 中川 隆志
- 5 委員外委員 坂ノ井 徳 友座 泰 長友 光子 平井 保彦
- 6 執行部 (建設部) 部長 磯部 浩昭
土木課 課長 上田 佳宏
補佐 大野 満明
補佐 恩田 弘泰
建築住宅課 課長 木戸三千雄
補佐 勝本 将史
都市計画課 課長 岸田 稔明
補佐 藤井 重明
下水道課 課長 糸浴 秀樹
補佐 西原 亨
(経済部) 部長 有道 茂一
農林水産課 課長 村田 裕紀
補佐 半田 一豊
経済建設課 課長 新本 博
補佐 光井 秀樹
補佐 齊藤 健一
商工観光課 課長 水村 康弘
補佐 石川 義之
補佐 石岡 裕子
農業委員会事務局 局長 楠原慎太郎
次長 中原 賢
- 7 事務局 次長 寺岡 富美 書記 中村 武尊
- 8 協議事項
- 1 【付託議案審査】
- (1) 議案第5号 柳井市火入れに関する条例の一部改正について [農林水産課]
- (2) 議案第6号 柳井市営住宅条例の一部改正について [建築住宅課]
- (3) 議案第11号 [分割付託] 令和8年度柳井市一般会計予算
- (4) 議案第13号 令和8年度柳井市市有林野区事業特別会計予算 [農林水産課]

- (5) 議案第16号 令和8年度柳井市下水道事業会計予算 [下水道課]
(6) 議案第17号 [分割付託] 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第8号)
(7) 議案第19号 令和7年度柳井市市有林野区事業特別会計補正予算(第1号) [農林水産課]
(8) 議案第22号 令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算(第3号) [下水道課]

2【次期閉会中の所管事務調査事項】

3【その他】

(開会 午前9時00分)

委員長(三島 好雄) 定刻となりましたので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

[「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」]

委員長(三島 好雄) それではただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。委員の皆さん、そして執行部の皆さん、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、中川委員より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告いたします。

本日の会議に4名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可いたします。

まず初めに、昨年の市議会議員選挙後、初めての委員会ですので、執行部の皆さんより、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

[この間執行部自己紹介]

委員長(三島 好雄) ありがとうございました。

それでは、本日、皆様方に御審議をお願いいたしますのは、先の本会議において、本委員会に付託となりました議案8件、次期閉会中の所管事務調査事項及びその他ということでございます。

審査の進め方は、最初に建設部、次に経済部ということで御審査をお願いできたらと考えております。

発言の際には、挙手の上、マイクのボタンを押し、マイクに向かって発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員さんにつきましては、執行部からの説明、報告に対して、質疑のみが可能であり、意志表明、執行部に対しての要望等はできない申合せになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな1番の付託議案等の審査を行います。

議案第6号柳井市営住宅条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

建築住宅課長(木戸 三千雄) 補足説明を申し上げます。議案書の21頁をお願いします。議案第6号では、柳井国清地区にございます国清住宅2棟8戸について、耐用年数を経過し、老朽

化が進んだことから用途廃止するものでございます。

国清住宅につきまして御説明いたします。資料01をお願いします。今回解体を予定する国清住宅は、昭和39年度及び昭和40年度に建築され、築後60年以上経過する建物で、それぞれ4戸からなる長屋2棟となります。立地する位置や外観の状況については、配布資料のとおりとなっております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第6号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第11号令和8年度柳井市一般会計予算、これを議題といたします。140号保健衛生費から港湾費までについて、執行部から説明をお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 予算説明書の140号をお願いします。衛生費、保健衛生費の環境衛生費は水道関連と浄化槽に係る予算を計上しています。

委託料の草刈作業委託料のうち、263万3,000円が水道事業、簡易水道事業で、用途廃止された大屋配水池等の遊休施設13か所について維持管理を行うものです。

続きまして、負担金補助及び交付金の水利施設整備事業負担金は、建設から30年以上経過し、老朽化した石井ダムの機器の更新、長寿命化費用について、建設時に決められた柳井市水道事業の水利権の割合で負担するものです。広域水道企業団公営企業職員基礎年金拠出金等負担金は、広域水道企業団への負担金で、企業団職員の基礎年金、児童手当の公的負担分のうち柳井市が負担すべきものです。広域水道企業団柳井市水道事業負担金及び141号の投資及び出資金の広域水道企業団柳井市水道事業出資金は、広域水道企業団における柳井市水道事業、柳井市簡易水道事業に係る繰出金です。次に141号浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽の設置補助として、国庫補助事業65基分と市単独事業21基分を計上しております。単独事業分は、汚水処理施設整備構想の見直しにより、公共下水道事業計画区域外となった区域において、一般住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、汲み取りや単独処理浄化槽からの転換や新築住宅で要件を満たす場合において、設置費用に対して国庫補助金額と同額を市単独で上乗せ補助するものです。また、昨年7月から、合併処理浄化槽の設置後20年が経過し、老朽化した既設合併処理浄化槽の更新に対する補助を拡充しているところです。国庫補助事業分の財源としては、37号の衛生費国庫補助金の環境衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金が充当されます。飲用水応急対策事業費補助金は、水道の未普及地域において、飲用水から水質基準を

超過する指定物質が検出された場合に安全に飲用することができる水を確保するため、浄水器を設置する者に対し補助を行うものです。

土木課長（上田 佳宏）　　続きまして、土木課より179頁から説明させていただきますが、需用費や役務費など主なものを説明させていただき、消耗品や燃料費など例年必要な経費等につきましては、省略させていただきます。

土木総務費です。公共土木事業の促進について、関係省庁や関係団体の要望、陳情などの普及啓発を行うための経費を計上しています。

負担金補助及び交付金については、山口県土木協会負担金でございます。

180頁をお願いします。道路維持費は、道路施設の維持補修・管理を行う経費を計上しています。主なものを説明します。

需用費の消耗品費は、市道の管理をするための除草剤、刈払機の刃、凍結防止剤など、道路維持に必要な消耗品を購入するための予算でございます。修繕料については、道路照明や道路補修に対応するための経費を計上しています。

181頁をお願いします。次に委託料でございます。植栽管理業務委託料につきましては、市道法師田線ほか5路線の植栽のせん定など、樹木管理の経費を計上しております。応急対応業務委託料は、道路の陥没や側溝破損などの補修に迅速に対応するための委託料です。市道整備委託料につきましては、主に交通量の多い路線の草刈りや枯れ木の伐採のための経費です。なお、草刈り回数については、車両等の通行に支障とならないように年2回としております。平郡地区においては、草刈り、段差、陥没の軽微な補修や大雨台風後の崩土の撤去等を行うように年間を通して、管理に要する経費を計上しています。また、市道の横断暗渠等の側溝の清掃を行う経費を計上しております。次に道路台帳修正委託料でございます。道路改良工事、開発行為などで、新たに生じた市道や拡幅された市道の道路台帳を修正する経費を計上しております。令和7年度においては、過去に開発行為等で帰属された団地内道路についても、市道認定基準に適合しているものは、順次、市道認定を行う予定としています。

使用料及び賃借料の主なものとして、重機等借上料は、市道補修のためのバックホーやダンプ等の借上料を計上しています。法定外公共物、管理システム使用料につきましては、リース契約に要する費用を計上しております。

工事請負費につきましては、市道8か所の側溝整備など、維持補修工事に必要な経費を計上しております。資料02土木課関係工事一覧表を御覧ください。維持補修工事費は、①から⑧までの工事を予定しております。資料2頁の①大原笠塚線道路補修工事については、道路のブロック積に水路があり、河床洗堀がされて護岸沈下しておりますので、護岸の補強補修を行います。②の八丁土手線舗装補修工事は、舗装の状態が悪く水溜りを解消するため、舗装の補修を行います。③の新天地通り線側溝整備工事は、側溝破損の補修を行います。④の中ノ坪泓線側溝整備工事は、側溝周りが空洞化して陥没の解消及び側溝の補修を行います。⑤の宮岬団地舗装補修工事は、舗装の破損箇所が多いため補修を行います。⑥の富尾西線側溝整備工事は、一部が土水路のため側溝を整備するものです。⑦の落合畑線側溝整備工事は、老朽化した側溝を整備します。令和7年度に引き続きです。⑧の市道舗装補修工事は、市内に点在する段差のある舗装をオーバーレイで補修するものです。

原材料費ですが、市道の補修に必要な常温合材、加熱アスファルト、生コンなどの原材料費を計上しています。

備品購入費については、スポットクーラーを購入いたします。令和7年に労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策の強化が行われたため、土木課現業職員が、夏場に現業倉庫内や資材加工時行う作業において、必要な経費を計上しています。

182号をお願いします。補償補填及び賠償金については、市道の瑕疵による事故等の損害賠償が発生した場合に備えるものです。令和7年度は1件ございました。

続きまして、道路新設改良費は、生活道路の整備を行い、地域の利便性の向上及び交通安全を確保する経費を計上しています。主なものを説明します。

報酬については、登記関係及び用地事務において、会計年度任用職員に要する経費を計上しています。

続きまして、委託料でございますが、測量委託料は、国道188号関連の市道、田布路木1号線用地測量を行う経費です。ふるさとの道技術支援委託料は、ふるさとの道整備事業に取り組む際に、土木業者や建設業者などの支援を受けて、事業を進める場合の経費を計上しております。日積の谷ヶ浴若杉線と伊保庄の原線を予定しております。183号をお願いします。測量・設計委託料については、道路改良工事を行う路線の測量設計を行う経費を計上しています。主なものとして、小田浜グラウンド整備に伴う道路測量設計業務です。県道柳井上関線から小田浜グラウンドへの進入と併せ、上浜地区につながる市道南町小木尾線を結ぶ道路を整備するものです。小田浜グラウンド整備と併せ、現地測量及び詳細設計を行う予定としています。調査業務委託料については、道路舗装路面性状調査業務を計上しています。柳井市道路舗装個別施設計画において、路面の定期点検を5年に1回としております。路面性状調査車両で対象路線の市内15路線を走行することで路面性状を調査し、調査結果をもとに応急処置や大規模修繕計画の立案に役立てます。

使用料及び賃借料ですが、生活道路舗装とふるさとの道整備の整備重機等借上料は、地元で整備する際に必要な重機等の借上料を計上しています。次の市道改良重機等借上料は、市道の改良をする際に必要な、重機の借上料を計上しております。

続きまして、工事請負費でございますが、道路改良工事に必要な経費を計上しております。資料02の6号から御覧ください。⑨から⑳までの17か所の工事を予定しております。⑨の大原笠塚線については、バス路線になっております。路面状況が悪いため、舗装の打換えを行います。⑩の中村奥畑線の場所は伊陸です。ふるさとの道整備事業で、地元が拡幅した道路のコンクリート舗装を行います。⑪の谷ヶ浴若杉線は、日積のぶどう園に通じる市道で、ふるさとの道整備事業によりコンクリート舗装を行います。⑫の伊陸五反田線は、離合が困難な箇所にて待避所の設置を完了しましたので、アスファルト舗装を行います。⑬の吉毛線は、阿月の吉毛地区から青木地区に通じる道路で、拡幅工事が完了しましたのでアスファルト舗装を行います。⑭の北部柳井田布施線は、新庄から柳井に向けて継続的に行っている舗装工事です。舗装状態の悪い箇所を補修します。⑮の西港山根線は天神になります。こちらも舗装状態が悪いので打ち換えを行います。⑯の洲崎落合線は、亀裂、路肩崩壊が生じておりますので、補修を行います。柳北小学校の通学路となっております。⑰の一里木元折線は北町になります。路面状

態が悪いため、舗装の打ち換えを行います。⑱の中開作土手町線は土手町と北浜をつなぐ道路で、舗装の打ち換えを行います。⑲晩定瀬ノ脇線は大島駅前になります。路面状態が悪く、マンホール蓋などに段差が生じています。大島中学校の通学路となっているため、舗装の打ち換えを行います。次の第二種交通安全対策工事費、通学路交通安全対策工事費については、11頁にあるように、薄くなったラインの再設置、見通しの悪い交差点にカーブミラーの設置、防護柵の設置、また、学校の通学路における学童注意、スクールゾーン等の路面標示の再設置やグリーンベルトの設置に必要な経費を計上しております。市民からの要望、道路パトロールなどで必要な箇所を選定して行ってまいります。次の道路改良工事費については、12頁の⑳の堺原1号線、㉑の柳井田布施線、13頁の㉒の新天地大師線、㉓の福井線までの4路線の道路改良工事は、実施計画に基づき計画的に実施するものです。

続きまして、183頁の原材料費でございますが、ふるさとの道及び生活道路整備につきましては、生コン、砕石、側溝、溝蓋等の地元の皆さんで整備される場合の原材料費でございます。また、市道改良原材料費は、道路改良等行う際の生コン、アスファルト合材等の原材料購入費でございます。

次に公有財産購入費の用地購入費については、主に新庄の宮ノ下安行線の拡幅に伴う用地の購入費を計上しております。

184頁をお願いします。負担金補助及び交付金につきましては、県事業負担金として山口県が行っています光日積線の改良工事に要する負担金を計上しております。また、土穂石川河川改修事業に伴う土穂石橋架替工事の負担金を計上しております。

続きまして、橋りょう維持費は、橋りょうの維持管理に伴う経費を支出しているものです。

委託料でございますが、橋りょう点検委託料は、ゆうれい橋橋りょう点検を行う経費です。ゆうれい橋は、山根から上田に抜ける市道に架かる赤線の橋です。コンクリートの一部剥離が見受けられ、地元管理が困難な橋りょうであり、通行者の安全を確保するため点検業務を行います。測量・設計委託料については、余田尾林地区の市道尾林線にかかる山崎橋の橋りょう補修設計を行う経費を計上しています。

工事請負費については、資料02の14頁をお願いいたします。橋りょう補修工事費は、2か所を予定しております。㉔の新旭橋、㉕の善行寺橋の橋りょう補修工事に必要な経費を計上しております。

185頁をお願いします。河川総務費は、河川等の維持補修・管理を行う経費を計上しています。

需用費の主なものは、土穂石川、柳井川排水機場の点検、運転に必要な消耗品、燃料費、電気代に係る費用を計上しております。

委託料でございますが、県から委託されている土穂石川排水機場と柳井川排水機場及び東浜の樋門管理と排水機場の運転に係る経費や場内の草刈り及び柳井川の陸こうの管理等に必要な経費を計上しております。水路浚渫委託料は、暗渠水路等の浚渫を実施し、周辺の浸水被害の軽減に係る経費を計上しております。

186頁をお願いします。次に工事請負費の河川浚渫補修工事費は、令和7年度に緊急浚渫推進事業計画策定し、5か年計画、準用河川の浚渫を計画的・集中的に行うための工事費に必

要な経費を計上しております。資料02の15ページの位置図になります。市内に準用河川は30河川あります。そのうち9河川を浚渫の計画としておりまして、㊸宮の下川及び㊹勝治川の2河川の浚渫工事を予定しております。

負担金補助及び交付金でございますが、県が行います急傾斜崩壊対策事業7地区における県事業負担金を計上しております。自然災害防止として、国清地区、上浜などを継続的に予定しております。

187ページをお願いします。港湾管理費は、港湾施設の管理を行う経費を計上しています。

委託料でございますが、草刈作業委託料は、1号埋立地、2号埋立地の市道沿いの草刈りや植栽の剪定等に要する経費を計上しております。海岸保全施設操作委託料は、県から委託されています海岸保全施設につきまして、7か所の海岸高潮の樋門管理及び港湾区域内の陸こう31か所の台風等の高潮対策時の閉鎖に必要な経費を計上しております。

負担金補助及び交付金の主なものは、県事業負担金で、柳井港港湾区域内の港湾整備や海岸高潮対策等の県事業の整備に要する負担金を計上しております。柳井港ポートビル周辺の整備9か所を予定しております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（藤沢 宏司） 141ページの浄化槽の設置のところで、国庫補助と単独市費で浄化槽の設置と20年以上たったものの改修工事の補助が出ていますが、改修工事は昨年9月くらいから補助することになったと思いますが、実績はどうですか。もし少なかつたらもっとPRをするべきではないかと思えます。

下水道課長（糸谷 秀樹） 7月から広報等でPRをさせていただいたのですが、実績は1件となっております。今後も広報等を通じて、PRしていきたいと考えております。

委員（藤沢 宏司） 設備を整備される業者がいるのからそこにも働きかけていただいて、せっかく良い補助制度なので、増やしていただけたらと思えます。

下水道課長（糸谷 秀樹） 昨年の7月に広報のPRとともに、本市で合併浄化槽の設置をしたことのある事業者さんに対しても更新に係る補助が出るということを郵送でお知らせしております。今後も毎年郵送していく予定でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（斉郷 孝） 今の浄化槽のお話ですが、あくまで補助金は普通に使えているのに替えなさいというのではなく、不具合がある方が替えるときにお金を出すということですか。

下水道課長（糸谷 秀樹） そのとおりでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 183ページ12節の調査業務委託料で5年に1度の調査とおっしゃいましたが、どういう調査なのですか。

土木課長（上田 佳宏） 個別施設計画を策定し、その中で5年に1度の調査を実施することとしております。内容としては、道路のひび割れ、轍、平坦性の3つの項目を測定し、損傷度を評価して、効果的に補修するもので、具体的には専用の車両があり、車両が通過することで、路面状況の悪い箇所がデータで数値的に判断できるということでございます。

委員（山本 達也） 道路パトロールもされていますよね。目視だけでわざわざ調査しなくても早く直して欲しいというところがたくさんあるわけですよ。だからそれだけで十分かと思ったのですが、やらなければならないということで、そういう専門的な数値があるのであれば仕方がないですが、わざわざパトロールしなくても我々も相当な数の要望を出しています。もう道路は相当傷んでいますからね。まあ、今回の調査はそういう専門的なものだということがわかりました。

土木課長（上田 佳宏） 今回の道路改良工事における舗装工事を地元の要望、まずは我々がパトロールして、かなりひどいところを選定しております。舗装が悪いところというのは、市内各所を把握しておりますので、予算ある限り、続けて参りたいと思いますので、また悪い箇所があれば、またこちらの方に道路の状況を提供いただければ必要な対応を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員（藤沢 宏司） 184号14節の橋りょう補修工事費で、2つの橋を長年かけて補修工事をやっていますが、毎年資材や足場を置いて片側通行にしてやっていますよね。1年なら1年かけて1回でやれば資材を持って帰ったり、足場を置いたりする必要がないんじゃないかと思うのですが、県、国の支出金とか補助とかもらってやっているのではなかなか1回でやるのは難しいところもあると思うのですが、お金の節約と期間の節約を考えたら1回でやるほうが効率が良いと思うのですがいかがでしょうか。

土木課長（上田 佳宏） 新旭橋については、令和4年から実施しております。舗装工事から始まり、それぞれ径間ごとの補修を行っていますが、これも国の補助金で行っております。かなり大きい金額なので、もうそれに頼るしかないのですが、国のほうも橋りょうについては内示100%つかないということもありますが、やらなければならないことは随時やっております。そうは言っても1径間でもある程度の工事費が必要になりますので、本来ならば集中的に行いたいところではありますが、実施計画に基づき、実施可能な箇所からを順次計画的に行っているという状況です。

委員長（三島 好雄） よろしいですか。

委員（藤沢 宏司） よくはないけどこれ以上は言いません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 1点お尋ねしますが、181号12節の市道整備委託料で、草刈りや枯葉の伐採を2回、平郡地区は年間を通してやるという説明でしたが、平郡地区は年間を通して回数関係なくやるということですか。

土木課長（上田 佳宏） 柳井地区、大島地区については、路線を決めて維持管理をしております。平郡地区は、市道が2路線ありますが、1年間委託契約として4月から3月まで管理するようにしております。倒木、陥没があって通り抜けができないということで、その都度業者で対応しておりますので、平郡については年間を通じていろいろなことが対応できるような業務として、数年前からこういった業務を始めておりますので、今後もこういった形で何かあれば対応できるようにしております。

委員（平岡 実千男） これからも同じような対応をしていくということですか。

土木課長（上田 佳宏） 令和8年度も予定しておりますし、今後も継続していこうと考えており

ます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（中本 英宏） 資料02で整備工事とありますが、新設で側溝ごと替えるのか、それとも補修工事をして対策をするのか教えてください。

土木課長（上田 佳宏） 工事の種類として維持補修工事と道路改良工事があります。常日頃から市民から情報提供があり、早急に直す場合は、直接、業者により応急対応をしておりますが、側溝の補修については、取替による補修工事を行っております。改良工事は全体的な拡幅や大掛かりな工事として行っています。今回維持で8か所ありますのはピンポイントで悪いところが多いということで、工事で補修するというので計上しております。

委員（中本 英宏） 工事以外にこの中に側溝蓋がないところに設置したり、グレーチングに入れ替えたりだとかそういう工事をする予定はありますか。

土木課長（上田 佳宏） 側溝蓋は原材料支給となります。地元のほうで設置したいから支給されればやるという話もございますので、原材料を現場にもっていくようにしております。水路が必要ということであれば、原材料支給制度がございますので、御相談させていただけたらと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 滯馬） 道路整備と草刈については多く要望が出ていると思いますが、例えばどういった指針で行っているのか教えてください。例えば交通量が多いとか通学路であるとか補助金が出るとか何か重要視している項目があるのか、それともそれらを総合的に見て点数付けをして工事、草刈を行っているのか教えてください。

土木課長（上田 佳宏） 草刈についてはここ数年これまで要望がなかったところが、地元でなかなかできないから市でやってほしいという話が上がってきており苦慮しているところでございます。例年市として草刈を行っているのは6路線ございまして、久可地大原線、法師田線などの幹線について草刈を行っております。今まで地元で行っていた草刈ができないという情報もいただいており苦慮しているところでございます。

委員（山本 滯馬） 道路のひび割れ等の補修についてもどういった基準で行っているのか教えてください。

土木課長（上田 佳宏） 道路の補修についてはひび割れであったり舗装が剥げていたりということがございますが、まずは現地に職員が行って、自分たちで直せるところはレミファルト、プレートを持って補修しています。規模が大きければ現業職員が対応しているところでございます。陥没も含めて大きな穴が開いているということがあれば、応急対応業務ということで、業者に対応していただき、通行に支障がないようにしているところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 草刈のことで本土側は年2回ということでしたが、平郡は通年管理ということですが、委託されている業者は地元の業者ですか。それとも本土側から行って管理しているのですか。

土木課長（上田 佳宏） 平郡管理業務委託料という業務を予算化しております。これについては対応できる市内建設業者で入札を行っております。以前、平郡には1社ほど業者がおられまし

たが、そちらが廃業され、本土の業者が対応しなければならないということですが、現場が離島となるため、ほとんどの業者が対応できるよう、いわゆる船代とかを計上しております。例年意欲のある業者がおられ、そちらが行っております。月2回パトロールをして草刈の状況や陥没の確認をし、その報告が上がっております。

委員（山本 達也） なぜ聞いたかという、時々ですがちょっとした風水害のときに、地元の方が先に崩土を取り除くような作業をされています。そういうのは地元の方にお任せになっているのかなと思って聞いたのですが、もしそうであるのならそういう人たちがやると二次災害が気になるので、その辺の関係性をもっと精査しておかないといけないと思います。今後もあることでしょうか。業者は入札で選んで本土から行くという建前はあるということですよ。でも実際は結構地元の方が苦慮されているというのは耳に挟んでいらっしゃいますよね。

土木課長（上田 佳宏） 確かに地元の方でされていると聞いております。そういった声も聞いておりますので、委託業者が決まれば、補修、陥没、土砂取り除き等があれば、こちらにも応急対応業務がありますので早急に対応し、なるべく地元負担がないようにしていきます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。では私から1点。182ページの21節で賠償金1,000円とありますが、1,000円で何をするのですか。

土木課長（上田 佳宏） こちらにつきましては、道路施設に陥没が発生し、車が事故を起こして、道路管理者に瑕疵がある場合は、賠償金で対応するものです。ただ何件になりいくらかかるかが予測がつかないということで、節の設定をするために最低限の予算を計上しております。当然予算をどうするのかということになれば財政課と相談し、緊急に対応することとしております。節がなければすぐ動けないということでもありますので、最低限の額を計上しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（長友 光子） 180ページ18節広域水道企業団柳井市水道事業補助金についてです。この補助金の算定の基準があるのでしょうか。それとも企業団がこの金額を希望してくるということなののでしょうか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 広域水道企業団柳井市水道事業補助金につきましては、国の基準及び市の政策として実施した事業に対する繰出金となっております。支払利息、減価償却費及び人件費に対する繰り出しとなっております。これを広域水道企業団が精査し、要望してくるということでございます。

委員外議員（長友 光子） それではもう1点。141ページの飲用水応急対策事業費補助金の実績を教えてください。

下水道課長（糸浴 秀樹） 昨年度1台補助をしております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員外議員（坂ノ井 徳） 140ページ18節の水利施設整備事業負担金で石井ダムとおっしゃいましたよね。どんな事業をされているか教えてください。

下水道課長（糸浴 秀樹） 石井ダムに関しては、制御盤というダムに関する設備の更新でございます。

ます。

委員外議員（坂ノ井 徳） もうちょっと詳しく教えてください。

下水道課長（糸浴 秀樹） 施設の中に石井ダム施設を操作する盤がございまして、そちらの設備の老朽化に伴う更新でございます。

委員外議員（坂ノ井 徳） 何を操作するのですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 取水ゲートの遠隔操作ができるシステムの制御盤でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございまして、ここで休憩に入ります。

（休憩 午前10時2分）

（再開 午前10時11分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

188号都市計画費から土木施設災害復旧費までについて、執行部から説明をお願いします。

都市計画課長（岸田 稔明） 予算説明書の188号を御覧ください。5項の都市計画費でございます。1目都市計画総務費は、附属機関に係る経費、人件費や各種負担金等を計上しております。主なものを御説明いたします。

1節報酬につきましては、都市計画審議会及び都市再生推進協議会に係る委員報酬でございます。都市計画審議会は2回分、都市再生推進協議会は3回分を計上しております。

1.2節委託料の立木伐採等業務委託料では、令和5年3月末で解散した土地開発公社から財産帰属を受けた宮野団地東側の法面で繁茂する竹の伐採に係る経費を計上しています。データ移行委託料では、都市計画図のデータを統合型GISに取り込むための委託費用を計上しております。

1.8.9号を御覧ください。1.8節負担金補助及び交付金の都市計画図作成業務負担金は、広島広域都市圏において、地形図の共同作成を行うこととしており、その負担金を計上しております。広島広域都市圏の事務処理を行っている広島市が、令和8年度から令和10年度まで、本市を含む連携市町を含めた3か年分の業務委託を一括発注、契約することとなっており、本市では、負担金という形で広島市へ支払う形となります。広島広域都市圏での共同作成のため、一部が特別交付税措置されることとなっており、市単独で作成するよりも負担が軽減されることとなります。なお、広島広域都市圏で協定を締結し、3か年をかけて本市全域の地図データを整備することとしておりますので、新たに債務負担行為の設定を行います。2.5.6号を御覧ください。都市計画図作成業務負担金の債務負担行為でございます。令和8年度は先ほど申し上げた一般会計当初予算案のとおりですが、令和9年度から10年度までの債務負担行為の設定を行うものでございます。1.8.9号にお戻りください。各種負担金は、伊保庄の八幡団地汚水処理施設の維持管理に係る費用を管理組合に負担するもので、市が所有する分譲14区画分の管理費用を支出するものです。都市計画総務費については以上です。

次に2目街路事業費は、駐輪場や駅前広場等を含む街路の長寿命化対策、維持管理や道路要

望等にかかる費用等を計上しております。主なものを御説明いたします。

8節旅費では、道路要望に係る旅費として、中国国道協会及び山口県東部高速交通体系整備促進協議会並びに岩国柳井間バイパス建設期成同盟会の要望活動に必要な経費を計上しています。

10節需用費につきましては、光熱水費として、駐輪場、街路照明、散水栓、地下道、エレベーターなどにかかる電気、水道料金を計上しております。消耗品費として、国道188号柳井・平生バイパス及び藤生長野バイパス、国道2号岩国・大竹道路の整備効果や進捗状況をPRするため、岩国市、平生町と合同で国道整備情報ステーションを岩国市、柳井市、平生町内の集客施設を中心に開催する予定としており、それに係る費用を計上しております。修繕料では、街路施設や柳井駅前デジタル時計に係る修繕費用を計上しております。

12節委託料につきましては、清掃業務委託料として、柳井駅前広場、柳井駅南北地下道や柳井駅前自転車駐車場の3か所の清掃管理を計上しております。植栽管理業務委託料として、街路樹の剪定及び草刈りなど植栽管理を計上しております。エレベーター保守点検業務として、柳井駅南北地下道エレベーターの運転管理として専門業者による月1回の点検を行うものでございます。

14節工事請負費につきましては、資料03も併せて御覧ください。柳井駅からサンビームやないまで延びる柳井駅門の前線の街路照明のLED化を伴う更新工事を引き続き実施します。令和8年度は本橋以南の分電盤1か所と本橋の橋りょう照明2基、本橋以北の街路照明20基を予定しております。

18節負担金補助及び交付金の日本道路協会、中国国道協会、山口県東部高速交通体系整備促進協議会及び岩国柳井間バイパス建設促進期成同盟会負担金については、道路の整備促進を目的とした負担金でございます。機械類取扱講習会負担金としましては、街路管理において、簡単な草刈り、枝打ち作業は職員自ら作業を行いますが、チェーンソー、刈払機など作業用工具の資格が必要となることから、チェーンソー及び刈払機の取扱作業者に対する安全衛生教育講習会各1名分の負担金を計上しております。街路事業費につきましては以上です。

下水道課長（糸浴 秀樹） 都市下水路費は、市街地における雨水対策として、下水路や雨水排水ポンプ場などの維持管理費等を計上しております。

需用費の排水ポンプ場施設修繕料は、古開作排水機場に設置している電動ポンプについて、分解整備修繕・オイル交換等を実施するものです。

委託料の排水ポンプ運転・樋門管理委託料は、築出・宮の下ポンプ場の運転管理を委託するものです。ポンプ場機械点検委託料及び古開作樋門点検委託料は、古開作排水機場のポンプ設備と樋門の定期的な点検を実施するものです。

191頁をお願いします。使用料及び賃借料の自家発電機借上料は、災害等における停電時の対策として、発電機、ユニック、水中ポンプ等の借上げ経費を計上するもので、近年の気候変動に伴う台風、豪雨等を考慮して借上げ回数を増やして計上しています。以上でございます。

都市計画課長（岸田 稔明） 続きまして、4目都市公園費は、都市公園の長寿命化や維持管理、市民花壇に係る委託料などでございます。主なものを御説明いたします。

8節旅費につきましては、公園遊具の日常点検講習会に係る旅費を計上しております。

10節需用費につきましては、アデリーホシパークを除く都市公園19か所の管理運営に必要な経費を計上しております。光熱水費は、トイレ、水飲み場、散水栓、公園照明などに係る電気、水道料でございます。修繕料では、公園遊具や外灯等の修繕を行うものでございます。

12節委託料につきましては、管理運営に必要な経費を計上しております。主なものとしましては、清掃業務委託料として、公園内のゴミ清掃、トイレ内の清掃及びトイレトーパーなどの消耗品の交換を行い、植栽管理業務として公園内の高木などの剪定及び草刈りを、公園遊具点検委託料として、専門業者によるブランコなど遊具の点検に必要な委託料を計上しております。都市緑化推進業務委託料につきましては、花と緑の街かどづくり事業といたしまして、一般財団法人やない花のまちづくり振興財団と連携し、市民花壇への花の苗の支給や肥料の配布を行うものでございます。

192節14節工事請負費につきましては、資料03も併せて御覧ください。施設改修工事費として、ふたば児童公園について、照明3基の支柱の老朽化に伴う取り換えと、照明のLED化を実施するものです。また、古開作中央緑地では、ベンチが老朽化して腐食しているため、更新を行います。また、ベンチ周りの草が繁って利用しにくくなっていることから、ベンチ周辺のインターロッキング舗装を行うものです。

18節負担金補助及び交付金では、研修会等負担金として、遊具の日常点検講習会参加費用を計上しております。遊具による事故のひとつである遊具の不具合については、日々の点検を実施することにより事故防止に繋がると考えております。現在、遊具点検は年4回実施し、うち1回は専門業者が行い、3回は市職員が行っておりますが、市職員が行う点検では、経験も少ないことから点検で支障箇所を見逃すことも想定されます。職員が遊具の点検・診断を適切に行うためには、点検を行う職員の技術力を上げることが必要不可欠であり、このため点検講習会を受講する費用を計上するものです。都市公園費につきましては以上です。

建築住宅課（木戸 三千雄） 住宅管理費ですが、主に市営住宅21団地の維持管理を行うための経費を計上しております。主なものについて御説明いたします。

報酬ですが、市営住宅入居者選考委員会及び空家等対策協議会の開催に伴う委員報酬でございます。

需用費ですが、消耗品費は、市営住宅の管理に必要な追録代、図書購入費及び市営住宅の修繕に必要な経費などになります。印刷製本費は、住宅の使用料に関する納付書や圧着ハガキの増刷などに要する経費でございます。光熱水費は、高須住宅終末排水路のポンプ使用時に必要な電気料を計上しております。修繕料ですが、住宅の内外部や給排水設備、電気設備などの修繕に必要な経費として計上しております。

194節をお願いします。役務費ですが、広告費は、本市の所有する分譲団地の販売促進に伴う広告代を計上しています。手数料は、市営住宅明渡訴訟を行う際の裁判所への予納金及び住宅使用料に関する金融機関やコンビニ等への取扱い手数料などとなります。建物保険料は、市営住宅の保険料として計上しております。

次に委託料ですが、消防設備点検業務委託料は、琴風住宅など4団地の消防設備の法定点検を行うためのものです。実施設計委託料は市営住宅の解体工事に伴う設計業務委託料を計上しております。草刈作業委託料は、分譲団地等の草刈り作業に必要な経費を計上しています。エ

エレベーター保守点検業務委託料は、瀬戸住宅のエレベーター保守点検を行うための経費として計上しています。空き家実態調査業務委託料は、令和4年に策定した空家等対策計画の更新にあわせ、本市の実態を計画に反映させ、適切な事業推進の基礎資料とするための調査を行うための経費として計上しています。木造住宅耐震診断業務委託料は、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震診断を行うための経費として計上しています。住宅施設管理委託料は、迫田住宅、高須住宅の合併処理槽の水質検査や維持管理に当たっての業務委託、高須住宅終末排水路ポンプの管理委託など、住宅施設の管理に必要な経費として計上しております。

次に使用料及び賃借料ですが、諸借上料は、災害時などの停電対策として迫田住宅及び高須住宅の合併処理施設を稼働させるために必要な発電機の借上料を計上しております。積算システム使用料は、建築関係の設計業務に使用する営繕積算システムの使用料として計上しております。建築工事等複合単価使用料は、県が業者委託し作成した、建築複合単価を使用するに当たり、必要となる単価の使用料を計上しております。

次に工事請負費ですが、市営住宅補修工事費は、入居者が退去し空き室となった住宅を新たに貸し出しする際に要する修繕工事や住宅内外装の補修工事の費用を計上しています。市営住宅解体工事費は老朽化した危険な市営住宅1棟分の解体工事費として計上しております。195万円をお願いします。市営住宅施設改修工事費は、琴風住宅の屋上防水改修工事及び新庄北住宅の外周フェンスの改修工事に要する費用を計上しています。

負担金補助及び交付金ですが、住宅・建築物耐震化促進事業費補助金は、旧耐震基準で建築された戸建木造住宅の耐震改修費用の一部を補助するため計上しております。老朽危険空き家除却事業費補助金及び空き家除却事業費補助金は、令和7年度から3年間の重点取組として進めております、市内の空き家を除却する費用を補助するため計上しております。令和8年度当初予算案の概要では33万円に掲載しています。老朽危険空き家除却事業費補助金と空き家除却事業費補助金の違いにつきましては、国の補助に対応したものかそうでないかの違いで、具体的には空き家の危険度判定があるかどうかが主な違いになります。空き家除却事業費補助金は、空き家の危険度判定を無くすことで、補助の対象を広げ、空き家の解体を促進させます。補助率や補助上限額は同じ内容で、申請者にとってはどちらを適用しても変わらないように制度設計しています。老朽危険空き家除却事業費補助金が適用になった場合は、国の補助事業ですので、除却事業費補助金額の半分が国庫補助金として市に交付されます。住宅管理費は以上でございます。

土木課長（上田 佳宏）　　続きまして、199万円をお願いします。水防費は、水防活動業務に係る経費を計上しています。水防費につきましては、土木課所管分について説明させていただきます。

まず、委託料ですが、水防活動委託料は、高潮対策ポンプの運転委託料を計上しております。使用料及び賃借料は、水防作業に伴う高潮対策時のポンプ借上料を計上しております。

続きまして239万円をお願いします。現年土木施設災害復旧費は、豪雨等により被災した土木施設の復旧事業に係る予算を計上しております。

委託料の崩土取除等委託料と応急対応業務委託料につきましては、大雨等の災害発生時にお

ける崩土取除や道路の破損などに迅速に対応するための経費を計上しております。測量設計委託料については、国の災害査定を受けるに当たり測量設計を行う費用を計上しています。

240番をお願いします。過年土木施設災害復旧費は、前年度に被災した復旧事業に係る予算を計上しております。

委託料の分筆登記委託料については、令和7年度に被災した箇所において、土地の寄附を受けるための委託料を計上しています。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（斉郷 孝） 195番の18節の空き家除却事業費補助金について伺います。空き家解体市内業者が20社ありますが、その中で実際に空き家解体を請け負った業者の数を教えてください。あとですね解体が終わった後、どのように使われるか追いかけていくのか教えてください。要は解体して雑草ばかりになるのか、それとも売ってその後家が建ったりするのかこれだけお金を使うのですから調査は必要ではないかと思います。それと相見積りを取るようによく申請者に説明していますか。それとまちなかと田舎とでは、解体して欲しいところとか欲しくないところがあるので、他の市では都市計画区域内など集中して解体して欲しいエリアは、補助率を上げるとか、柳井市でも都市計画区域ありますので、ここはちょっと割合を上げて、解体を促進するという考えはありますか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） まず、業者の数については、令和7年度の実績として、48件の申請のうち、携わっていただいた業者数は、市内12社でございます。2点目の質問として解体の補助をした場所の今後の状況の把握につきましては、まず、申請をいただいた段階で、今後どうしていきたいか、売却したいのか、それとも家を建て替えるとか駐車場として自己利用する予定があるかとか、何も考えてないとか、それぞれ皆さん事情が異なりますので、なるべく申請の段階でその辺の聞き取りをするようにしております。委員おっしゃったように、これだけの補助でございますので、補助したらそれで終わりというわけではございません。また草が多く繁茂して、空き家は解体されたけれども管理不全の空き地が増えても、これはまたいけないことでございますので、その辺りにつきまちは所有者の方に、申請時、交付が決定したときにチラシを同封し、解体してもその辺の維持管理をきちんとしていただくようお願いしているところでございます。3点目の解体の工事費の見積りを取っているかどうかにつきましては、申請の段階で1社だけの見積りというのはお断りしております、2社以上の見積りを取っていただくようお願いしております。大概皆さん2社取っていただいて、そのうち安い方の業者さんと契約されておりますので、その辺の市場単価といいますか、適正な金額での補助金の交付はかなっておると判断しておるところでございます。最後の質問に区分を分けて集中的に投資したらどうかということですが、当然、この補助制度が始まる際にその辺の議論はしたところでございます。都市計画区域に限定するであるとか、あるいは立地適正化計画の居住誘導区域に絞るとか、いろいろ選択肢もあろうと思います。市町村によりましてはエリアを区切って補助しているところもございますけれども、本市につきましては、空き家がこれだけ多い状況であり、早急に手を打つ必要もありますので、まずエリアを区切らずに、また申請されている空き家を抱えてらっしゃる方は、まちなか、中山間地域、悩みは同じというところも

ございますので、この辺の区分は設けずにスタートすべきではないかというところで、議論がまとまり、制度が開始したところでございます。今後につきましてはまだこの場で何とも申し上げることもなかなかできませんが、今おっしゃったようにエリアに区切ってやるのも1つの手法であると思いますので、今後の検討課題の1つとさせていただければと思います。以上でございます。

委員（斉郷 孝） 空き家の改修工事ですが、空き家バンクのみが対象であるため、件数が増やせないのではないかとと思うのですが、空き家バンクだけでなく、一般的な空き家を改修して住む人にも出すことはできませんか。除去は次にどういう使われ方をするのかわからないというところがあるので、空き家の改修であれば確実にそこに住むので移住者を増やすことにもつながるのではないかと個人的には思うので、解体が終わったらやっぴいこうという考えはありませんか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 空き家を改修してその効果で移住定住が増えるというところもございませけれども、この空き家の有効活用につきましては、現在、本市では地域づくり推進課が所管しております。空き家バンクにつきましてもこの空き家改修につきましてもその地域づくり推進課で推進しております。移住定住に関わるところでございませるのでそちらの方で受け持っておりますので、今は私の方から、空き家の改修をぜひ建設部でとなかなか申し上げにくいところでございます。ただ空き家につきましても、空き家バンクでない物件の改修補助して自治体は全国で他にもございませるので、どこまで取り込めるかというところは市全体として考えさせていただければと思います。以上でございます。

委員（斉郷 孝） ありがとうございます。柳井市は不動産屋さんを紹介するだけで、空き家バンクの意味があるのかな。なんかやっぴい感を出すだけじゃないかなと思っております。他の物件も改修できれば、移住定住が増えるんじゃないかと思うので、その辺りも検討していただいで、移住定住者を増やすように取り組んでいただければと思います。以上です。

委員長（三島 好雄） 要望ですか。

委員（斉郷 孝） 要望をお願いします。

委員長（三島 好雄） ほかにございませせんか。

委員（ジョンソン 彩奈） 先ほど斉郷委員の方から、空き家除去後の買取という話が出たと思うんですけども、道路の拡幅に向けて買取するということはあるのでしょうか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 空き家解体後の土地の有効利用につきましては、市道の沿線にそういう物件がもしあれば、当然その辺は検討させていただくようになります。具体的に道路の待避所であるとか、一部、拡幅であるとか、交差点に面してるところなら隅切りの整備であるとか、そういうところは、どんどん進めさせていただければと思っております。当然、所有者の意向もございませるので、その辺と調整しながら、事業効果の高いところにつきましては、空き家と道路整備で連携して、まちづくりの1つとして進めさせていただこうと、取り組んでおるところでございます。

委員（ジョンソン 彩奈） 都市計画で外れてる道路とかでも同じ考えということでよろしかったでしょうか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 当然市道であればその辺の検討をさせていただくようになります。

委員（ジョンソン 彩奈） 次に191の都市公園費の清掃業務委託料で、公園の清掃ということだと思いますが、どれくらいの頻度で清掃されているのですか。

都市計画課長（岸田 稔明） 都市公園費の清掃業務委託料につきましては、公園によって頻度が違います。ごみ清掃を週3回やっているとところがあれば、週1回、2週間に1回行っているところもあり、状況によって頻度を変えております。トイレ清掃につきましても、週6回を行っているとところがあれば週3回、週1回、2週間に1回というところもございます。どれだけ利用者がいらっしゃるかによって頻度を変えているところがございます。以上です。

委員（ジョンソン 彩奈） 次に194の11節の広告料でこれは具体的にどのような広告の出し方をされていますか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） こちらの広告料につきましては、不動産売買の情報でございますので、情報誌もってけ、地元ナビ、地元の新聞折り込み広告への掲載を予定しております。以上です。

委員（ジョンソン 彩奈） 14節に市営住宅解体工事費がありますが、市営住宅自体は柳井市にどのくらいありますか。

建築住宅課（木戸 三千雄） 市営住宅の数でございますけれども、現在、本市には21団地ございます。

委員（ジョンソン 彩奈） そのうちの2か所を今回解体するということですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 今回予定しておりますのは、市内に21団地ございまして、その中の1つに国清団地というのがございます。ここには今28棟ございます。この28棟のうち2棟を今後、解体していく予定としております。以上です。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 189の18節の都市計画図作成業務負担金で、債務負担行為と合わしたら9,000万円ぐらいかかるんですね。先ほど、地形図を云々って言われたのですが、そこまで高額をかけてその図面が必要なのでしょうか。

都市計画課長（岸田 稔明） まず国の動向から説明をして参りますと、平成19年度から全国で基盤地図の整備を進めておまして、そういった全国の都市計画区域では、2,500分の1レベルの整備を進めておまして、国は各自治体が整備した情報を元に国土地理院の地図情報の整備を行っているということがございますが、山口県内で整備が終わっていないのは、柳井市のみとなっております。広島広域都市圏では、令和8年度から10年度までに限り、地図の共同作成に参加できるということになっており、試算によりますと市単独で作成する場合には、全額市費となり事業費が1億4,000万円程度かかります。それに対して今回、広島広域都市圏で共同で作成する場合には、事業費は9,090万円で、交付税措置は約4,500万円になるかと考えておりますので、実質の市の負担は4,600万円になるかと考えております。柳井市において2,500分の1のレベルの整備が終わっているのは、用途地域を中心とする市内のみということになっておまして、そういった状況の中で今回の3年間で計画的に整備を図って、唯一整備されていないという状態を解消したいと考えているところがございます。この共同作成により作成した地図データについては、今後、統合型GISに搭載をして、業務の効率化を図るということと、国が公表しているWeb版のハザードマップ等に反映されると

いうこととございます。今、国が公表しているハザードマップの下図となる基盤図が位置のずれが非常に大きい状況とございまして、例えば不動産の取引の際に、災害の危険区域に入っているか入っていないかという状況の判断が誤差が大きいため、非常に難しい状況となっております。それを今回整備することによって、個々の住宅の位置であるとかそういったものの精度が格段に上がりますので、防災の情報の精度が著しく向上するものというふうに考えております。そういった中で、今回、広島広域圏の方から3年間だけこういった作成ができるということといただきましたので、今回の機会をとらえ、今までの地図がデジタルでない上に、もう30年以上を経過してもうほとんど使えない状況になっておりますので、今回、3年計画で整備をしたいということとを考えております。以上でございます。

委員（藤沢 宏司） 必要だから作るということなんですね。あともう1点。この項でも植栽管理とか立木伐採等とか出ていますが、市内いろんなところに樹木が立っていますが、桜の木が倒れてそれに巻き込まれて軽症の人が出たとか、市内でもそういうことが考えられるんじゃないかなと思うのですが、そういう点検ってどういうふうにされているのですか。

都市計画課長（岸田 稔明） 入札で樹木管理の業者委託をするときに設計をいたします。その設計段階において樹木が倒れそうとか、老朽化しているとか、職員が1つずつ見て回っています。老朽化してこれ以上もたないだろうというところにつきましては、伐採等を委託料の中に入れて設定をしている状況でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（岡 龍一） 先ほどの189ページの都市計画図の説明の中でGISと言われましたが、今までの紙ベースはもう廃止ということになるのでしょうか。

都市計画課長（岸田 稔明） 今は中心部以外データがありませんので紙ベースで管理しているということとかなりコストがかかっております。今後GISになると、市のGISに登録するだけでなく、国土地理院でデータを無償で提供するということになりますので、今後紙ベースを残すかどうかというのはまだ議論はございますけれども、基本的にはデータの方に移行して参りたいとと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 漣馬） 私からも都市計画図について伺います。既におっしゃっていて聞き逃してたら申し訳ないのですが市単独で行ったらざっくりどのくらいかかるのか教えてください。

都市計画課長（岸田 稔明） 市単独で行った場合は全額市費で約1億4,000万円かかります。全額市費で一般財源で負担をしなければならないということになります。共同で作成する場合は、一括発注ということで、その事業費自体が9,090万円に下がるということに加えて、国からの交付税措置、広域圏の共同事業ということで、約4,500万円程度を予定しておりますので、実質、市が負担するものは、約4,600万円程度になろうかと考えております。

委員（山本 漣馬） ありがとうございます。次に191ページの需用費の燃料費の4,000円は、どういったものなのか教えていただけたらと思います。

都市計画課長（岸田 稔明） 日常で職員が市内を回るためのガソリン代でございます。

委員（山本 漣馬） 次に195ページで空き家除却をした後の活用方法のお話がありましたが、活用

の方法についてはアンケート調査するということでしたが、こういう使い方をしますと言ったものの管理不全に陥ったときに、何かペナルティがあったりするのでしょうか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 空き家除却後の土地の管理についての御質問ですが、アンケートを取った段階と実際の活用とで齟齬があるという場合に、特にペナルティ的なものは設けておりません。しかしながら、管理不全は、適切な土地利用のあり方としては、望ましいものではないので、その辺りにつきましては、担当課も含めて連携しながら、対策に取り組んでいただけるように、御助言、御指導させていただこうと思っております。

委員（山本 滯馬） 今までの解体補助等で、管理不全といったものは、事例として少ないものなのでしょうか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 柳井市がこれまで老朽空き家除却した事例が、そもそもの件数がそれほど多くはないんですけども、そういった管理不全に陥っているというお話は、今まで受けたことございません。以上でございます。

委員（山本 滯馬） 次に194条11節の広告料で広告効果はもってけで十分効果があると考えているのですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 広告につきましては何をもち十分であるかというところもございしますが、どんどんできるものは取り組んでいきたいと思っておりますので、これで十分とは考えておりません。しかしながら当然予算が伴いますので、なるべく予算をかけない形で、ここには載っておりませんが、例えば、市のホームページであるとか、SNSであるとか、そういった予算が発生しないところでも広告を打っておりますので、その辺も含めて総体的に取り組んで参りたいと考えております。

委員（山本 滯馬） ありがとうございます。広告媒体も様々ありますので、比較、検討、試行錯誤していただいて、その上で一番予算がかからず効果が上がるころにというのは非常に難しいところではありますが、そういったものを模索していただければと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（岡 龍一） 今市内に21団地ありますが、どこが木造住宅か教えてください。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 市営住宅の木造住宅は具体名で申し上げますと、山根住宅、大屋西住宅、小木尾住宅辺りが木造住宅でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（斉郷 孝） 都市計画図のところちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、今の地籍図はなくなるのですかね。それと現状は境界線がよく分からないとか違うものが多いということでしたか。

都市計画課長（岸田 稔明） 地籍図についてはこれまで昭和40年代から平成16年度までにかけて、市内のほとんどの部分を地籍調査している状況でございます。都市計画図は家の形、道路の位置、田んぼの位置とかそういったものが分かる地形図を作成するものでございます。

委員（斉郷 孝） それと先ほど聞き忘れたのですが、空家を解体した後、更地にすると固定資産税の住宅用地特例が外れて税額が上がりますが、空家対策協議会で特例に相当する措置を検討するという話がありましたが、どうなったか教えてください。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 空き家対策協議会での協議の内容でございますけれども、固定資

産税の減免措置分への対応につきましては、令和6年度の協議会での資料の中でその旨、うたっておるところでございます。令和6年、令和7年度にかけましてその辺りを市内でいろいろ検討したところでございますけれども、まずは、税の公平性の観点とかからもそぐわないところもあるということで、固定資産税の減免の措置への対応につきましては、今回は見送るところでございます。その分空き家の解体費の補助金が150万円という金額でございますので、もうこれで十分空き家対策への第1手としては大きいものではございますので、まずはこれで進めていこうというところで、まとまったところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（ジョンソン 彩奈） 先ほど聞き忘れたのもう一度お聞きしますが、市営住宅を解体した後その場所をどう使っていくのか計画はありますか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 解体した後の市営住宅の土地の活用についての御質問でございますが、この国清団地には28棟ございますが、これが全部なくなった後の具体的な活用方針は決まっておりません。まずはその折には市有財産としての有効活用を前提に、今後検討していくことになろうと思います。実際に解体する今回の棟につきましては、更地になり、その後、防草シートで草、雑草の繁茂はなるべく抑え、雑草が生えてきても職員の手で刈るようにしておりますので、その辺の管理不全は起きないようにしておるところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。ないようでしたらちょっとお聞きしたいのですが、195号工事請負費の市営住宅施設改修工事費で琴風団地を改修するということですがどういう改修をするのですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 市営住宅施設改修工事費658万9,000円でございます。現在予定しておりますのは、琴風住宅の2号棟の屋上防水工事、それから新庄北住宅のフェンスの改修工事、この2件を予定しておるところでございます。

委員長（三島 好雄） それと琴風住宅の階段の手すりがございます高い位置にあります。手すりは普通あんなに高くないと思うのですが。あれは手すりなんですかね。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 手すりの機能は当然あります。構造上その高さが必要ということで設定しているのではないかと思います。

委員長（三島 好雄） 分かりました。今、琴風住宅は何戸あって、どれぐらい入られているのですか。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 琴風住宅は120戸あり、入居はちょうど半分の60戸でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（友座 泰） 先ほど21団地あるとおっしゃられましたが、全体で何戸あって今の入居率を教えてください。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 令和7年12月末時点で903戸でございます。そのうち入居していただいている戸数は529戸で、入居率は58.6%でございます。

委員外議員（友座 泰） 今回、建設から60年たっている国清住宅のうち2棟解体するというこ
とで、他の棟も同じような状況だと思うのですが、国清住宅の解体は何年計画とかあるのです
か。また、他の市内の市営住宅でも今後このような解体があるのか教えてください。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 国清住宅につきましては、市営住宅全体で長寿命化計画というも
のを作成しており、その中で将来的に用途廃止する団地と位置付けています。入居状況、建物
の老朽化、この辺りを見ながら、段階的に整理しているところでございます。当然他にも国清
住宅の中には、こういった棟がございますけれども、老朽化の具合、工事のしやすい手前から
解体していった奥に進めていきたいという手順がございますので、その辺りを鑑みながらやっ
ているところでございます。市内の他の住宅団地につきましても、やはり解体ができるところ
は、実はまだございますので、今後は国清住宅も含めて、老朽化の度合いも鑑みながら進めて
いくようになっております。その辺りは実施計画の中で定めておりますので、まずはそこに着
目してから進めるようになります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第11号中の建設部所管部分について、委員会としての採決を行います。お
諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号中の建設部所管部分につ
いては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは休憩に入ります。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午前11時21分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

次は、議案第16号令和8年度柳井市下水道事業会計予算、これを議題といたします。執行
部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸谷 秀樹） 令和8年度柳井市下水道事業会計予算書の22頁をお願いします。実
施計画明細書により説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

営業収益の下水道使用料は、直近1年間の平均調定水量及び有収水量並びにこれまでの推移
等を勘案して計上しております。

雨水処理負担金は、雨水ポンプ場の維持管理、支払利息及び減価償却に要する一般会計から
の負担金を計上しております。

営業外収益の他会計負担金及び他会計補助金は、一般会計からの繰入金について、国の通知
による基準内の繰り入れを負担金、基準外の繰り入れを補助金としてそれぞれ計上しており
ます。

国庫補助金は、内水ハザードマップ作製業務に係る社会資本整備総合交付金と農業集落排水施設の調査計画策定業務に係る農村整備事業補助金でございます。

長期前受金戻入は、補助金等により取得した資産のうち補助金等に係る部分の減価償却費分を計上しております。

23号は支出の部でございます。

管渠費は、中継ポンプを含む管渠施設の維持管理に係る費用でございます。主なものとして、管渠施設維持管理業務、機器の点検業務に係る委託料や管路及び公共柵等に係る修繕費を計上しております。また、中継ポンプの電気代として動力費を計上しております。

次のポンプ場費は、雨水ポンプ場の維持管理に係る費用でございます。主なものとして、市内5施設の雨水ポンプ場の維持管理業務や消防設備点検等の機械点検に係る委託料を計上しております。24号の修繕費では、機能を維持する上で必要な点検整備として、大水道ポンプ場の自家発電機の分解整備や緊急対応のための経費を計上し、動力費では、各雨水ポンプ場の機械装置等の運転に要する電気料や燃料費を計上しております。

次の処理場費は、浄化センターの維持管理に係る費用でございます。主なものとして、委託料では、浄化センターの維持管理業務、施設の異常や故障発生時の緊急対策業務に係る委託料を、修繕費では、農業集落排水処理場の各種ポンプの分解整備、交換及び換気扇の修繕経費を計上しております。動力費については、柳井浄化センター、農業集落排水の各処理場の電気料を計上しております。

次の総係費は、事業活動の全般に関連する費用、その他の業務に要する費用を計上しております。25号の報酬では、柳井市下水道事業経営審議会に係る委員報酬等の経費を計上しております。委託料では、内水による浸水情報と避難方法等に関する情報を住民に分かりやすく提供する内水ハザードマップ作成業務、維持管理適正化計画に基づき、農業集落排水処理区の事業計画等を策定する農業集落排水施設調査計画策定業務、下水道料金システム、企業会計システムの保守管理業務に係る委託料をそれぞれ計上しております。負担金は、広域水道企業団に委託して実施する窓口業務等に係る下水道事業の負担金、法令で定める下水道施設の設計、管理を行う上で必要な講習に係る研修負担金等を計上しております。

26号をお願いします。減価償却費は、令和7年度までに取得した構築物等の資産についての減価償却費を計上しております。

資産減耗費は、令和8年度中に更新等のため、処分を行う資産の除却費を計上しております。

営業外費用の主なものは、企業債の長期債償還利子とその他雑支出に計上している仮払消費税でございます。

27号をお願いします。資本的収入及び支出の収入の部でございます。

企業債は下水道事業の建設改良等に係る企業債でございます。

次に、出資金の他会計出資金は一般会計からの繰入金でございます。

補助金の国庫補助金は、柳井浄化センター更新工事等に係る社会資本整備総合交付金でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金は、南町地区や新庄下大祖地区など令和7年度までに整備した箇所の受益者負担金を計上しております。

28頁をお願いします。支出の部でございます。

公共下水道事業費は、雨水ポンプ場、処理場及び管渠布設等の計画策定、設計、工事に係る経費を計上しております。なお、工事等の主要事業につきましては、資料04にまとめておりますので御参考にしていただけたらと思います。委託料の田布路木雨水ポンプ場基本設計業務は、国道188号柳井・平生バイパス事業に伴い、田布路木雨水ポンプ場のポンプ増設の基本設計を委託するものです。公共下水道耐震対策基本計画業務は、柳井浄化センターからまずは柳井市役所間の重要な汚水幹線の耐震化について、基本計画の策定をするものです。実施設計業務は、白潟地区、柳井港駅の北側の汚水管渠の布設に必要な測量設計業務を委託するものです。処理場更新工事は、ストックマネジメント計画に基づき、令和4年度から実施している事業で、柳井浄化センターの用水・消毒設備、汚泥濃縮槽設備の更新を行うものです。ストックマネジメント全体計画策定業務及び実施設計業務は、第1期ストックマネジメント計画の改築後における計画の見直し及び令和9年度からの第2期計画に向けて、詳細な実施設計を行うものです。公共下水道管路施設情報システム構築業務は、現在、運用している地理情報システムを基礎とした管路情報に加え、施設の老朽化情報や維持管理情報などをデジタル化し、地図上で一元化したシステムを構築するものです。電算システム保守委託料等は、企業会計システム及び受益者負担金システムに係る上下水道事業の共用サーバーの保守期限が令和8年度までのため、新たなシステム構築に係る経費等を計上するものです。工事請負費は、南町・白潟・下富尾地区の管渠布設工事を予定しています。そのほか、柳井浄化センターに流入してきた汚水を主ポンプ棟から処理槽に送る水中ポンプの更新工事費を計上しております。

農業集落排水事業の工事請負費では、大島処理区の老朽化した中継ポンプの更新工事費等を計上しております。

次に、企業債償還金は、当年度の長期債償還元金を計上しております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

委員（斉郷 孝） 25頁委託料の内水ハザードマップ作成業務委託料でこれはこんなにするものなんですかね。ほかのハザードマップに書き足せばいいのかと思ったのですが。

下水道課長（糸浴 秀樹） この内水ハザードマップにつきましては、雨水幹線、雨水水路の高さ等も計測いたしまして、どのように流れていくかを考慮しながら、雨が降った場合に水位が上がるところを明記するために測量の費用がかかるため、この金額になっております。

委員（斉郷 孝） そうしたら令和8年度事業なんで来年の4月ぐらいにはもう皆さん見れる状態になりますか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 令和9年4月には公表できるように準備しているところでございます。

委員（藤沢 宏司） ちょっと忘れたので聞くのですが、24頁処理場費の委託料の処理場施設維持管理業務委託料で、これは運転管理する分の委託料でしたか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 処理場に係る運転管理委託業務等になります。

委員（藤沢 宏司） 単年度でこれだけということですよ。確か5年契約をしていましたよね。

下水道課長（糸浴 秀樹） 単年度でこの金額になっておりまして、5年間の包括外部委託をしております。これで3年目となります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（岡 龍一） 農業集落排水のことについてお伺いをするのですが、今の余田地区の農業集落排水の処理状況が分かれば教えてください。

下水道課長（糸浴 秀樹） 余田北地区、余田中央地区につきましては、今のところ処理の余力はほぼなく、計画どおりの汚水量が流入している状況でございます。

委員（岡 龍一） 不明水の可能性はないですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） もちろんございます。大雨が降ったときに、汚水管等に流れ込む水が最近増えてきている状況でございます。そのために維持管理適正化計画等の中で、不明水の調査を実施するようにしているところでございます。

委員（岡 龍一） その不明水が判明して、処理場の空きがもう少しあるとなれば、接続される方も増えるということよろしいですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 余田北地区、余田中央地区に関しては、処理場の余力がない状態ですので、その不明水調査と対策が喫緊の課題になっているところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第16号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第17号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 補足説明を申し上げます。3月補正予算書の46頁をお願いします。環境衛生費は水道事業関連と浄化槽に係る予算を計上しています。

負担金補助及び交付金並びに投資及び出資金は、柳井地域広域水道企業団に係る柳井市水道事業への繰出金について、高料金対策に要する経費の確定及び決算見込みによる補正でございます。また、負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金は、令和7年度の補助金交付件数の実績見込みによる補正でございます。

土木課長（上田 佳宏） 続きまして53頁をお開きください。土木課が説明させていただきます。道路維持費は、道路施設の維持補修・管理を行う経費を計上しています。

委託料のデータ移行委託料は、今年度、全庁的に導入する統合GISの新規契約業者が、従来から土木課が所有する法定外公共物管理システムの実施業者と別になる場合に、移行作業が必要となるものでしたが、このたび、同じ業者となったためデータ移行料が不要とし、減額するものです。

5 4 号をお開きください。道路新設改良費は、生活道路の整備を行い、地域の利便性の向上及び交通安全を確保する経費を計上しています。

委託料の分筆登記委託料は、分筆業務の実績に伴い減額するものです。測量・設計委託料は、実績により減額するものです。

工事請負費の市道整備工事費については、事業費の額の確定により減額するものでございます。後山残土処分地整備工事費は、県工事の残土受入れに伴い、水路整備工事として発注する予定でしたが、今年度において、残土の少量など搬入の見込みがなくなったため、工事を取り止めによる減額補正となります。

公有財産購入費は、道路整備工事に伴う用地購入費を計上しておりましたが、地権者の意向により寄附となったため減額としております。

橋りょう維持費は、橋りょう施設の維持補修・管理を行う経費を計上しています。

補正額の増減はありませんが、国費の内示により財源振替を行っております。

5 5 号をお開きください。河川総務費は、河川等の維持補修・管理を行う経費を計上しています。

委託料のハザードマップ作成業務委託料は、落札減により減額補正するものです。

負担金及び交付金の県事業負担金でございますが、県営の急傾斜地崩壊事業費の額の確定により減額するものでございます。

港湾管理費は、港湾施設の管理を行う経費を計上しています。

負担金及び交付金の県事業負担金でございますが、県営の港湾整備等の事業費の額の確定により減額するものでございます。

都市計画課長（岸田 稔明） 続きまして補正予算書 5 6 号の都市計画費、都市計画総務費でございます。

委託料につきましては、データ移行委託料は、都市計画課で使用している都市計画支援システムのデータを、統合型・公開型GISに移行する費用を計上していましたが、統合型・公開型GISの業務内でデータ移行を行うこととなったため全額減額を行うものです。都市計画図書作成業務委託料については、額が確定したため減額を行うものです。

街路事業費でございますが、国費対象事業の起債分においては、公共事業等債を利用する予定としていましたが、過疎対策事業債が利用できることとなりましたので、財源の内訳の変更を行うものでございます。

下水道課長（糸浴 秀樹） 3 目都市下水路費の負担金補助及び交付金の事業費納付金は、柳井地区広域消防組合が行う消防庁舎移転建設工事に併せて行う、古開作水路改修工事について、建設工事造成の基礎と水路護岸の基礎を兼用することにより、工事費用の縮減が可能となったため補正するものでございます。

建築住宅課長（木戸 三千雄） 続きまして住宅管理費でございます。5 7 号をお願いします。

役務費ですが、市営住宅明渡訴訟の対象者について、滞納状況に改善が図られ、訴訟対象から除外したため、減額するものでございます。

次に委託料ですが、木造住宅耐震診断業務委託料は、旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震診断を行うもので、2 件の実績となり額が確定したことから減額するものです。市営住宅明渡等

訴訟業務委託料は、役務費と同様に、訴訟対象者の滞納状況に改善が図られたことから減額するものです。

工事請負費ですが、市営国清住宅解体工事の入札減等に伴い減額するものです。負担金補助及び交付金ですが、住宅・建築物耐震化促進事業費補助金は旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震改修に対する補助をおこなうものですが、申請がなかったことから減額するものです。以上でございます。

土木課長（上田 佳宏） 続きまして、66万を申し上げます。現年土木施設災害復旧費は、豪雨等により被災した土木施設の復旧を行う経費を計上しています。こちらの費目は、農地費の経済建設課所管を兼ねております。

委託料の崩土取除等応急対応業務委託料及び測量・設計委託料については、豪雨に対応する土木施設の事業費の確定により減額するものでございます。今年度は、災害による崩土取除き及び公共災害復旧事業の申請がなかったため、測量設計業務の支出がありませんでした。

続きまして8万を願います。繰越明許費について御説明いたします。

土木費、道路橋りょう費、市道維持補修事業の工事を2件、単独市道道路改良事業を3件、次の河川費、河川浚渫補修事業の浚渫工事を1件の繰越内容につきましては、支障物移転の事業者協議、民地部の乗り入れのため地元関係者との調整、また、人材確保などが難航し、着手の遅れなどから繰越しをお願いするものです。洪水ハザードマップ整備事業は、この3月末に完成したハザードマップの印刷の繰越をお願いするものです。

都市計画課長（岸田 稔明） 都市計画費、古開作中央線道路施設リニューアル事業でございます。繰越理由としましては、交通規制など、地元及び関係機関との協議に時間を要したことによるものでございます。街路施設長寿命化対策事業では、柳井駅門の前線の街路照明更新において、イベント等との調整に不測の日数を要したことによるものでございます。

下水道課長（糸谷 秀樹） 都市下水路整備事業は宮本地区の下水路改良工事で、隣接地権者から施工時期の指定があり、当該年度内に必要な工期を十分に確保することが困難であるため繰越明許をお願いするものです。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（山本 達也） 56万街路事業費についてお伺いします。こちら最初は一般財源の予定だったが、過疎対策事業債が使えるということで、そちらに振り変わっております。これはどういったときに、過疎債が使えるとなったのですか。

都市計画課長（岸田 稔明） 当初は公共事業等債を利用する予定でしたが、同時に過疎対策事業債の方が有利ということでそちらの方も申請しておりました。それが認められたということで財源振替を行うということでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 55万ハザードマップ作成業務委託料で不用額が1,517万8,000円ですが、もともとの予算額はいくらだったのですか。

土木課長（上田 佳宏） 予算額は1,978万8,000円です。

委員（山本 達也） ということは委託料は400万円ぐらいですが、何による不用額でしたか。

土木課長（上田 佳宏） 1年前に予算確定するのですが、ハザードマップ委託料の予定価格を決めるのに、県や国が定めた標準歩掛というのがございません。業務実績のある建設コンサルタント社に予算用見積りを取っておりました。今年度、発注するというので、数社見積りを取って平均価格で設計したのですが、その入札の落札額がかなり低かったということでございます。このハザードマップは当初は令和7年度と令和8年度の2か年を予定しておりました。かなり安価でできるということで来年度予定していた7か所についても前倒して全て発注しました。当初の予定価格が甘かったこともあります。実際に入札をすると2か年分ができてその残高が不用額として上がっています。

委員（山本 達也） 予定していた内容に不備はないということで受け止めてもいいですか。

土木課長（上田 佳宏） 予定価格を決めるときに1社の見積もりだったということが本当に適正であったのかというのは今後の反省点になると思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第17号中の建設部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号中の建設部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは休憩に入ります。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後0時59分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員を再開いたします。

次は、議案第22号令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算（第3号）、これを議題いたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 補足説明を申し上げます。別冊の補正予算書で12頁をお願いします。

下水道事業会計補正予算実施計画明細書により説明させていただきます。

下水道事業収益でございます。収益的収入の雨水処理負担金、他会計負担金及び他会計補助金は、一般会計からの繰入金で、決算見込みによる補正でございます。

国庫補助金は、国の社会資本整備交付金等の交付額の決定に伴う補正でございます。

次に下水道事業費用でございます。収益的支出の総係費の委託料は、計画策定業務等につきまして、国庫補助金の交付額決定による補助対象事業費の補正でございます。

次に、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は、企業債の借入額の確定による補正でござ

ざいます。

13号をお願いします。資本的収入でございます。企業債及び他会計出資金は、決算見込みによる補正、国庫補助金は、国の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に伴う補正でございます。

分担金及び負担金は、県ほ場整備事業に伴う管路移設工事に係る県補償金で、決算見込みによる補正でございます。

次に、資本的支出でございます。公共下水道事業費の委託料は、柳井浄化センターの更新工事等について、国の交付金額決定に伴う補助対象事業費の補正でございます。

農業集落排水事業費の委託料は、余田中央地区の管渠実施設計業務で、決算見込みによる補正でございます。工事請負費は、余田中央地区の管渠移設工事や大畠地区のマンホールポンプの更新工事で、工事の完成に伴う額の確定による補正でございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第22号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次に、大きな3番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

都市計画課長（岸田 稔明） 都市計画課から都市計画道路の変更・廃止について御報告申し上げます。資料05を御覧ください。

都市計画道路は、その多くが昭和33年に都市計画決定されましたが、都市計画決定後68年が経過し、長期にわたって整備が未着手である都市計画道路が存在しております。計画した当初は、自動車交通量も増加傾向にあり、市街地が拡大されることが予想されておりましたが、近年では用途地域内においても人口減少が進み市街地の拡大が収束しつつあるなど、計画決定した当時と比べて社会情勢が大きく変化しております。それによって、当時と現在とでは、都市計画道路の必要性に変化が生じていることから、令和3年8月に柳井都市計画道路見直しの方針を策定しました。

資料にあるとおり、水色の路線を存続区間、赤色の路線を廃止区間とする方針とし、令和3年度、令和5年度、令和6年度に都市計画道路の廃止、一部廃止の手続きを行ってまいりました。今年度においては、5路線を廃止、2路線を一部廃止とする都市計画変更の手続きを行ってまいりましたが、本年2月27日の告示をもちまして手続きは完了いたしました。これにより、令和

3年に策定した見直し方針に掲げていた路線は、全て見直しが完了いたしました。報告は、以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等がございますか。

委員（ジョンソン 彩奈） 昨年の夏に2路線が都市計画道路から外れることを市民の皆様を集めて御説明がありましたが、市民の方から都市計画道路から外れたらもう今後は直していかないのかという質問がありまして、それに対して、土木課から市の事業としてやっていくこともできますと回答をされたと思います。それを聞いていたので私も土木課にお問合せをしたのですが、現状ほとんど道が直る見込みがないというか、難しいということだったのですが、その辺りはどう考えておられますか。市民に対してそういう返答をしたのにできないという現状をどう考えていますか。

都市計画課長（岸田 稔明） 見直し方針に基づく都市計画道路としての廃止ということで、幅が15mとかそういった都市計画道路の整備は、今後はちょっと難しいということで、先ほども予算のときに話したとおり、空き地、空き家を活用した局所的な改良は今後も行っていきたいというところでございます。

委員（ジョンソン 彩奈） 同じことを聞いたのですが、実際市のほうでできるのかと聞いたところできないという返事が返ってきたので、たらいまわしになっているような感じにとらえられるように思います。

土木課長（上田 佳宏） 今回、都市計画道路の廃止ということではありますが、市道には変わりはありません。市道として何ができるかということで、計画的な拡幅という事業は、今後は難しいということを考えております。ただ一部狭隘な道路で、なかなか離合が難しい道路というのは、都市計画道路含めて他にもいろいろありますので、先ほど言いましたように、解体後の空き地、道路側溝などを整備して離合が行えるような待避所を設置するなど、通行に支障がないように、今後土木課で対応したいということでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、その他の件で各委員の皆さんから建設部の所管に属する事項について、御質疑等がございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

以上をもちまして、建設部関係の審査を終わらせていただきます。各委員の皆さん、また、執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで委員会を休憩いたします。

（休憩 午後1時20分）

(再開 午後1時33分)

委員長(三島 好雄) 休憩を閉じて委員会を再開いたします。今からは経済部関係の審査に入ります。

初めに、大きな1番の付託議案等の審査を行います。

議案第5号柳井市火入れに関する条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

農林水産課長(村田 裕紀) 補足説明を申し上げます。議案書20頁をお願いします。本議案は、柳井市火入れに関する条例の一部を改正するものであります。

今回の改正の背景には、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災があり、乾燥や強風などの気象条件により火勢が拡大したことを契機として、全国的に林野火災対策の強化が求められております。これを受け、消防法第22条第3項等の改正により、新たに林野火災注意報及び林野火災警報が創設され、柳井地区広域消防組合においても火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から運用が開始されております。

本市の条例では、これまで強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合を火入れの中止要件としておりましたが、今回の改正により、これらに加え林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合についても中止要件とするものであります。以上でございます。

委員長(三島 好雄) ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) それではないようございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第5号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第11号令和8年度柳井市一般会計予算、これを議題といたします。152頁の労働費から農業費までについて、執行部から説明をお願いします。

商工観光課長(水村 康弘) 152頁をお願いします。労働諸費の主な事業は、シルバー人材センターの活動支援と独自に退職金制度を設けていない中小企業に対し、国などが運営する退職金共済制度への加入を促進するための助成事業でございます。

13節使用料及び賃借料は、平成24年から実施しております柳井地域合同就職フェアの開催に伴うコピー機借上料及び会場借上料でございます。この就職フェアは、これまで学生の帰省時期に合わせて8月に開催しておりましたが、昨今の売り手市場で8月には、内定をいただいている学生が多いことから、今年度から、企業の広報活動が解禁となる3月に開催しており

ます。来年度につきましても、3月に開催する予定としております。

18節負担金補助及び交付金のシルバー人材センター補助金は、1市2町で事業を行う柳井広域シルバー人材センターの運営に対する補助であり、高齢者の就業機会の確保に要する経費のうち、職員の人件費、一般運営費及び事業費について、国の算定基準に応じて補助を行うものでございます。なお、田布施町304万6,000円、平生町263万8,000円の負担分につきましては、56号労働費雑入のシルバー人材センター運営事業費負担金として、合計568万4,000円を歳入に計上しております。153号をお願いします。中小企業等退職金共済制度加入助成補助金は、独自に退職金制度を設けていない中小企業に対し、国が運営する退職金共済制度への加入を促進するものでございます。新たに従業員の加入があった場合、その事業主に対し、従業員1人当たり月額500円を1年間補助するものでございます。移住就業等支援金は、人口減少等による労働者不足の解消を目的とした制度でございます。対象者は、国の制度要件である東京23区に在住又は通勤する者に加え、三大都市圏である東京圏、中京圏、近畿圏並びに広島県及び福岡県に在住する者まで対象を拡大しております。本制度は県と共同で実施するもので、申請者がやまぐち移住就業マッチングサイトに登録された事業所に就業する場合や県が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して就業した場合、又はやまぐち創業補助金の交付決定を受けて創業した場合に支援金を交付するものです。支援金の額は、世帯での転入の場合は1世帯100万円、単身の場合は60万円で、さらに18歳未満の転入者がいる場合は1人につき100万円を加算することとしております。なお、申請は転入後1年以内とし、交付後は5年以上継続して本市に居住することを要件としております。予算につきましては、就業1世帯、創業1世帯に加え、18歳未満の子ども2人の転入を想定して計上しております。

20節貸付金の山口県労働福祉金融制度預託金は、県と県内全市町及び労働金庫の3者で実施している制度で、中小企業で働く勤労者に対し生活資金等の融資を行うものでございます。預託金の額につきましては、県が年度末残高や今後の貸付見込み等を元に試算し、各市町が予算計上を行うものでございます。

続きまして、アクティブやない運営費でございます。本事業は、平成11年9月に完成したアクティブやないの管理運営に要する経費でございます。

10節需用費の修繕料は、建設から26年が経過していることから、設備機器の故障など不測の事態に対応するため計上しております。

12節委託料の管理運営委託料は、指定管理者である柳井広域シルバー人材センターへの委託料でございます。指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

13節使用料及び賃借料の借地料は、アクティブやない第2駐車場の借地料でございます。

17節備品購入費は、老朽化しております音響調整卓を更新するため、新たに購入するものでございます。以上でございます。

農業委員会事務局長（楠原 慎太郎） 154号をお願いします。1目農業委員会費です。最初に農業委員会の業務についてお知らせします。農業委員会は、農地法等による農地の売買の許可、それから農地から宅地等への転用の許可、意見具申、農業の担い手を集積するための貸し借り、

農地パトロール、農業者年金の加入促進などを行っております。これらの業務を遂行するための経費について計上しております。

主なものは1節報酬で、農業委員13人及び農地利用最適化推進委員21人に対する報酬を計上しております。以上でございます。

農林水産課長（村田 裕紀） 予算書の155頁をお願いします。3目農業振興費でございます。農業振興費については、農業におけるこれからの計画や事業全般の業務及び各負担金補助及び交付金が主なものです。

1節報酬につきましては、農業振興対策協議会1回分の委員報酬とやまぐちフラワーランドで業務する地域おこし協力隊員の報酬を計上しております。

3節職員手当等につきましては、中山間地域等直接支払推進事業で円滑な事務を行うための県支出金を時間外勤務手当と会計年度任用職員の期末勤勉手当を計上しております。

156頁8節旅費につきましては、普通旅費と東京で行われる地域おこし協力隊サミットの研修旅費を計上しております。

10節需用費につきましては、通常事務費や地域おこし協力隊の活動にかかる費用を計上しております。修繕料につきましては、フラワーランドに市が設置しています複合遊具について経年劣化により、遊具全体に塗装の剥離が進行しており、その修繕費及び公用車2台の車検整備料を計上しております。

11節役務費につきましては、イベント時のレクリエーション保険料等を計上しております。

12節委託料の農地情報管理システムデータ変換業務委託料と農地情報管理システム保守委託料につきましては、農林水産課所有のデータをシステムデータに変換する費用と農地情報管理システムのソフトウェアのメンテナンス費用を計上しております。柳井まつり委託料につきましては、農林水産業展を柳井まつり協賛会の農林水産業展実行委員会へ委託する経費でございます。フラワーランド遊具点検委託料につきましては、園内に設置しております複合遊具の劣化等点検の委託経費でございます。

13節使用料及び賃借料の車借上料は、地域おこし協力隊が活動する車のリース料です。住宅借上料につきましても地域おこし協力隊員の住宅を借り上げる費用です。

157頁をお願いします。18節負担金補助及び交付金の主なものについて説明します。中山間地域等直接支払交付金につきましては、集落協定により5年以上継続して行われる農業生産活動などに対して交付するものです。令和7年度の制度改正に伴い、第6期対策はネットワーク加算やスマート農業加算など条件に基づき計上しております。やない花のまちづくり振興財団補助金は、花の育苗ボランティア活動や市民花壇に対する支援などに取り組む財団の運営費の補助をするものでございます。フラワーランド管理運営補助金につきましては、運営経費の市負担分として35%を計上しております。令和8年度から指定管理第5期の運営となり、最低賃金や物価の上昇、施設管理費の増加により、令和7年度に比べ増額となっております。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、地球温暖化防止に効果の高い取組を行った農業者に対しての取組んだ面積に応じて交付金を交付するものでございます。令和8年度は3組織へ交付する予定です。農地集積協力金は、農地中間管理機構を通しての担い手への農地の集積・集約化に対する国の支援策で、担い手の農地面積が拡大した場合の地域集積協力金を計上して

おります。新規就農支援事業補助金は、柳井市内での就農を希望する者への支援として、農業大学校での就学に係る助成費用を計上しております。また、新たな取組として、市外からの転入を促進し、担い手の確保と地域農業の持続的発展につなげるため、市外から本市に転入し、一定の制度に基づき5年以内に新規就農又は農業法人へ就業した方でアパート等賃貸物件へ居住された場合、家賃の2分の1以内を補助します。補助額の上限は2万5,000円とし、最長3年間で補助対象期間とする想定で60万円を計上しています。なお、近隣では山口市、周南市、光市など同様な家賃補助制度があります。定着支援給付金につきましては、新規就農者を雇用した農業法人に対して、県と市で研修費を助成する県事業でございます。新規就農者育成総合対策交付金は、新たに独立して経営を開始する就農者を支援する事業でございます。現在2名の方が対象となっております。農業用機械等設備費支援事業補助金につきましては、ある一定の規模要件を満たす農業者に対して、農業用機械購入費や農業用施設の整備費用を支援するものです。10万円以上の農業用機械の購入や施設整備費の3分の1補助で、補助限度額は認定農業者や認定新規農業者は20万円、一定の規模要件を満たす農業者は10万円としています。

続いて、4目水田農業経営確立対策費は、水稻生産に係る事業の事務費や補助金が主なものです。

10節需用費と13節使用料及び賃借料につきましては、水稻生産に係る、地域の実態に即応した需給調整推進に係る事務費を計上しております。

158号をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金でございます。ジャンボタニシ駆除対策事業補助金は、農薬購入費の助成です。国や県においても、薬剤散布は防除対策の1つとされており、継続して防除を行うことで繁殖を防ぎ、農業者の経費軽減のため実施をするものです。経営所得安定対策等推進事業補助金につきましては、南すおう地域農業振興協議会に対し、各種交付金の支払業務を円滑に進めるために要する経費を補助するものでございます。全額国費となります。

5目農業研修施設管理費は4施設の維持管理費用でございます。

この管理費につきましては、10節需用費から18節負担金補助及び交付金につきまして、農業担い手センター、農産物加工場、やまびこふれあいセンター、農村婦人の家の維持管理に要する経費を計上しております。

159号をお願いします。6目畜産費でございます。畜産費は畜産振興に係る負担金や補助金が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金の東部地区家畜診療所運営負担金につきましては、家畜診療所の運営経費の一部を関係市町2市3町で負担するものでございます。新規就農者育成総合対策交付金は、新たに独立して経営を開始する就農者を最長3年間支援する事業で、令和5年度から日積で養鶏をされる方に対する補助でございます。畜産用機械等整備費支援事業補助金につきましては、農業用機械等整備費支援事業と同様な要件となっており、対象者は、肥育牛・繁殖素牛1頭以上または採卵鶏150羽以上を飼養されている畜産業者としています。以上です。

経済建設課長（新本 博）

続きまして、7目農地費について御説明いたします。農地費は主に、

農道、ため池、農業施設の維持管理や補修等に係る経費や県営ほ場整備、石井ダムの水利施設整備に伴う負担金などになります。

10節需用費の光熱水費は、石井ダム管理棟の管理機器や広域農道のトンネル照明などの電気料が主なものとなっています。修繕料は、農道柳井大島線や柳井田布施線などの幹線広域農道を維持管理の費用です。排水ポンプ修繕料は建設から30年経過した伊保庄開作地区ポンプの吐出配管の漏水による取り替えを行うものです。

160頁をお願いします。12節の委託料の清掃業務委託料は、石井ダム公園と石井農村公園トイレの清掃業務となります。草刈作業委託料は、農道柳井大島線、柳井田布施線、伊陸南線、柳井岩国線と石井ダム公園や石井ダム周辺の草刈作業となります。立木伐採等業務委託料は石井ダムパーク内の雑木の伐採を行うものです。石井ダムパーク管理業務委託料は、石井ダムパークや駐車場周辺の管理をプランニューフォースへ管理委託するものです。樋門管理委託料は、伊保庄開作ポンプ場ほか7施設の管理委託を行うものです。測量設計委託料は、山口県が指定した防災重点ため池において、老朽化が進んでいる余田鯨池ため池について、決壊などのリスク除去のためのため池の廃止工事に伴う測量設計を行うものです。石井ダム公園浄化槽管理業務委託料と柳井北部農村公園管理業務委託料、柳井北部農村公園浄化槽管理業務委託料は、石井ダム農村公園と柳井北部農村公園の管理や浄化槽の保守管理にかかる経費です。ハザードマップ作成業務委託料は、令和7年度炭焼ため池改修工事の完了に伴い炭焼ため池のハザードマップを作成し関係地域へ周知を図るものです。

13節使用料及び賃借料の重機借上料と次の161頁15節原材料費は、主にここちよい農村づくり支援事業にかかる費用です。具体的には、地域の関係者が、農道や農業用水路の維持補修を行う場合の資材の支給やバックホーやダンプトラックなどの借上げなどを行うものです。

161頁14節工事請負費のため池切開工事費は余田鯨池ため池切開工事を実施するものです。水路整備工事費は、神代西本谷水路整備工事を実施するものです。神代西本谷水路整備工事は、農業水利施設の老朽化等に伴う更新により浸水被害の防止や維持管理の軽減などを図ることを目的として行うものです。交通安全施設整備工事費は、幹線農道の交通安全対策を行うものです。令和8年度は、柳井北町水路転落防止柵設置工事と農道やない美ゅーロード側溝蓋設置工事を行うものです。柳井北町水路転落防止柵設置工事は、毎年開催される柳井市通学路安全推進会議で提言のあった北町のスーパーフジ横の水路に転落防止柵の設置を実施します。また、農道やない美ゅーロード側溝蓋設置工事は、歩行者が安全に通行できるよう道路側溝への蓋掛けを行うものです。

18節負担金補助及び交付金の柳井・大島地域農業農村整備事業推進協議会負担金は、柳井・大島地域の推進協議会への会費になります。土地改良事業団体連合会負担金は、山口県土地改良事業団体連合会の会費になります。水利施設整備事業負担金は、建設してから30年以上が経過した石井ダムの管理機器や施設の更新を山口県が実施するための負担金になります。農業競争力強化農地整備事業負担金、農地耕作条件改善事業負担金は、県営ほ場整備事業新庄南地区と余田南地区の区画整理工や暗渠排水工を実施するための負担金になります。石井ダムふるさとまつり補助金、柳井市土地改良区補助金、長溝水路等管理事業補助金は、それぞれの活動

団体の運営費に対して交付するものです。多面的機能支払交付金は、中山間地域の農地の維持のための保全活動や資源向上を図るため14組織への共同活動の取組に対して交付するものです。以上でございます。

農林水産課長（村田 裕紀） 引き続きまして162ページの8目都市農村交流施設運営費でございます。ふれあいどころ437の運営関連経費を計上しております。

12節委託料につきましては、指定管理者に対する第3期4年目の管理運営経費を計上しております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（平岡 実千男） 152ページ13節で柳井地域合同就職フェアについて御説明がありましたが、3月に変更になったことを皆さんにどうやって周知していくのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 今年度も柳井地域合同就職フェアを3月に行っております。広報を通じて皆様にお知らせしておりますが、事業者の募集につきましては、ハローワークに求人を出されている事業者にこちらから働きかけ、募集をかけております。

委員（平岡 実千男） 157ページ18節の農業用機械等整備費支援事業で一定の規模に対しては10万円と説明がありましたが、一定の規模とは具体的にどのような規模ですか。

農林水産課長（村田 裕紀） 農地であれば登記上の面積が3反以上、50万円以上の収入がある方などの要件があります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（斉郷 孝） 153ページアクティブやない運営費の13節の借地料は、アクティブやないが開館したときからずっと支払っているのでしょうか。買い上げはできないのでしょうか。

商工観光課長（水村 康弘） アクティブやないが開館した時から借りております。毎年請求書を発行する際にお話しさせていただいております。

委員（斉郷 孝） 次に、162ページ都市農村交流施設運営費の13節の借地料で、こちらも開館からずっと借地になっているのでしょうか。

農林水産課長（村田 裕紀） 運営当時から借地となっております。これまでも買取の話をしてきております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 漣馬） 157ページ18節の新規就農者育成総合対策交付金で、新規就農者の方の居住費を2分の1、上限2万5,000円で補助するというので、補助がないところとは差別化ができていますが、補助がある光市等との差別化はできているのか教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 光市と金額は同等でございます。

委員（山本 漣馬） これは柳井市独自で設定することが可能なのか教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 設定は可能であります、近隣に合わせたということでございます。

委員（山本 漣馬） やっていないところよりも選ばれる可能性はありますが、補助をしている他市と同じだとそこから選んでいただくことにはならないのではないかと考えたのですが、同額にした理由があれば教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 今までそういったものがないということで、高齢化が進む中で、少

しでも担い手を取り入れたいということでやっております。今回やり始めたということで近隣市町に合わせたということでございます。

委員（山本 滯馬） 次に、フラワーランド管理運営補助金が増えたということですが、昨年からどれだけ増えたか教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 令和7年度と比較すると1,414万1,000円増えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 152条18節のシルバー人材センター補助金で、1市2町の負担金とおっしゃって、その説明の中で国の算定基準に基づくものとおっしゃいましたが、その算定基準を教えてください。

商工観光課長（水村 康弘） シルバー人材センターの負担金につきましては、就業人数等によってAランク、Bランク、Cランクに分けられます。柳井市のシルバー人材センターは351人が会員となっていることからBランクに相当され、Bランクに対して経費をかけて1,131万円となっております。

委員（山本 達也） 経費とは何の経費ですか。

商工観光課長（水村 康弘） 後ほど回答させていただきます。

委員（山本 達也） 今おっしゃられた1,131万円は昨年も同額ですよ。これは何を基準にされているのですか。

商工観光課長（水村 康弘） 基準については会員数のランクに応じて経費が決定しているものでございます。

委員（山本 達也） あとで教えてください。次に157条18節の定着支援給付金で、新規就農者に対するどのような支援内容ですか。

農林水産課長補佐（半田 一豊） 総額で90万円5年間出ます。補助の内訳が国の事業で4年間出ます。5年目はないのでそこを県と市で補助します。年度ごとに国、県、市の補助率が変わってきます。農業法人に対して就職された人件費を法人に補助するものでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、163条の林業費から水産業費までについて、執行部から説明をお願いします。

農林水産課長（村田 裕紀） 続きまして、163条をお願いします。2目林業振興費は山林などの維持管理や有害鳥獣等に係る事業でございます。

1節報酬につきましては、有害鳥獣捕獲対策協議会委員報酬でございます。

1節節務費の保険料は、森林経営管理制度により市が管理することになった森林の1年分の森林保険料と緊急銃猟に伴う物損保険料及び傷害保険料を計上しております。なお、緊急銃猟に伴う傷害保険等の費用につきましては、指定管理鳥獣対策交付金の対象となります。

12節委託料について、森林経営管理制度業務委託料は森林環境譲与税を活用した事業です。

森林経営管理法の施行により、適切な森林整備を実施する事業で、人工林所有者への意向調査をもとに収益が見込めず、経営管理が困難な森林を市が預かり、本市では5年のうち1回間伐を行う計画です。令和8年度は意向調査と山林調査の結果に基づいた保育間伐を日積地区で実施するほか、伊陸の山林を預かる集積計画を作成する予定としております。緊急銃猟委託料につきましては、クマの緊急銃猟を実施した場合に銃を撃つ射手個人に対する委託料を計上しています。なお、前回の委員会におきまして、緊急銃猟マニュアルの作成について御指摘をいただきました。国の緊急銃猟ガイドラインを参考に各県で作成しておりますが、山口県の市町向けひな型に分かりにくい部分もあり、他県のマニュアルを参考に整理いたしました。現在は関係機関との協議も終了し、年度内の完成に向けて最終調整を行っているところでございます。

164号をお願いします。17節備品購入費は、緊急銃猟用備品購入費として盾やビデオカメラの購入をするものです。備品の購入費用につきましても交付金の対象となります。

18節負担金補助及び交付金の造林推進事業補助金及び保育推進事業補助金については、山口県東部森林組合が実施する民有林への造林、下刈、間伐、枝打ち等について、国や県からの造林事業補助金に加えて、市が嵩上げ補助をするものです。森林組合からの要望事業に対して、それぞれ市の補助率に基づき補助金額を算出し計上しております。竹林転換事業補助金は、竹林を広葉樹へ転換するための造林及び転換後の下刈に対する国庫補助事業の嵩上げ補助でございます。これらの事業の財源は、森林環境整備基金を充当し実施いたします。有害鳥獣捕獲対策補助金は、柳井市猟友会に対する有害鳥獣の捕獲奨励金や対策事務費などに対する補助金を計上しております。電気柵等設置補助金につきましては、有害鳥獣対策として、農作物の被害防止のために設置する電気柵等の材料購入費に対して補助するものでございます。作業道改良事業補助金につきましては、敷砂利、刈払い、土のう工など、既設作業道の継続した維持管理を行うため、森林組合等が実施する2分の1を補助するものです。作業道開設事業補助金につきましては、いずれも森林経営計画に基づき山口県東部森林組合が森林を造成・整備するために継続して使用する作業路を開設する国庫補助事業の嵩上げ補助でございます。

24節積立金の森林環境整備基金積立金は、国から交付された森林環境譲与税の全額をひとまず基金に積み立てるもので、この基金をもとに森林整備を行います。

経済建設課長（新本 博） 165号をお願いします。3目林道開設費は、林道の安全利用のための維持管理を行うものです。

12節委託料の草刈業務委託料は、室津半島スカイラインと林道稻荷山線の草刈りを行うものです。林道側溝等清掃作業委託料は、林道三ヶ嶽線、白濁線、福井線、殿畑舟木線の4路線の側溝清掃作業を行うものです。

農林水産課長（村田 裕紀） 続きまして、165号4目森林公園管理費です。森林公園管理費は琴石山の保全等の管理費でございます。

11節役務費には、看板等制作料を計上しております。琴石山におきましては、現在クマの目撃情報は確認されておきませんが、もし目撃情報等があった場合に登山口に注意喚起を行うための看板設置を想定しております。

171号をお願いします。12節委託料の琴石山生活環境保全林等下刈委託料は、琴石山の下刈り及びトイレ清掃に係る経費を計上しております。

16節公有財産購入費は、元三ヶ嶽憩の森管理棟の借地部分について、土地を購入するための経費を計上するものであります。当該土地は、これまで土地所有者から、原状回復を行って借地を返還するか、若しくは土地を購入してほしいとの意向が示されており、原状回復のために施設の解体を行う場合は、山間部に立地しており、アスベストの含有の可能性も否定できないことから、試算では約1,200万円程度の解体費用が必要となる見込みであります。このような状況を踏まえ、土地の購入に向けた協議を進めるため、用地購入費を計上するものであります。

続きまして、167の2目水産業振興費でございます。水産業振興費は水産業振興に係る負担金や補助金が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金の内海地区水産環境整備事業負担金は、山口県が関係市町と連携して実施する漁礁を大島地先、柳井地先、平郡地先の3か所整備する事業の負担金でございます。種苗放流直後の減耗を軽減するため、餌場や隠れ家となる保護礁や育成礁の整備を平郡地区に行う県事業で事業費の10%を市が負担します。水産種苗放流事業補助金は、県漁協柳井支店及び大島漁協からの要望による種苗放流計画に基づく種苗購入経費の7割を水産資源の増大を目的として補助するものです。離島漁業再生支援交付金につきましては、平郡漁業集落に対する交付金でございます。離島漁業の再生を図るために必要な費用を交付する国庫事業でございます。離島海産物輸送費補助金は、平郡島から柳井港に運搬される水産物の輸送費の一部を補助するものです。漁業用機械等整備費支援事業補助金につきましては、漁業を継続しようとする個人・法人の経営の安定化を図るため、漁業用機械の整備をする費用を支援するものです。整備に要する10万円以上の経費に対し3分の1を、10万円を上限に補助するものです。

168を申し上げます。続きまして、3目増殖用施設管理費でございます。山口県内海東部栽培漁業協会に貸与しております、増殖用施設の維持管理費でございます。維持管理経費は全額を協会が費用負担されます。以上です。

経済建設課長（新本 博） 4目漁港管理費について御説明いたします。漁港管理費は、市内6漁港の施設維持管理に必要な整備や補修を行うものです。

10節需用費の修繕料は、漁港施設内の照明修繕や陥没等の修繕を行うものです。

12節委託料の清掃業務委託料は、鳴門漁港公衆トイレ清掃管理業務になります。草刈作業委託料は、阿月松浦公園の草刈りを行うものです。測量設計委託料は、国の地方創生港整備推進交付金事業により平郡漁港に浮棧橋の整備を行うもので平郡漁港から本土への緊急輸送を行う際の臨時船が安全に接岸できる施設の整備により、住民の迅速かつ安全な乗降を可能にするものです。169を申し上げます。鳴門漁港浄化槽管理業務委託料は、石神地区、本町地区、遠崎地区の漁港トイレの単独浄化槽の保守管理業務になります。

13節使用料及び賃借料の車借上料は、漁業関係者による漁港の清掃活動の際のゴミの運搬車両の借り上げを行うものです。

14節工事請負費の漁港施設補修・整備工事費は、平郡漁港東護岸補修工事、伊保庄漁港黒島護岸補修工事、平郡漁港浦物場機能保全工事、鳴門漁港遠崎防波堤機能保全工事の4件を実施するものです。いずれも老朽化した漁港施設の整備を目的としています。水路改修工事費は、

阿月東地区の高潮などの異常潮位による浸水被害の防止を図ることを目的とした阿月東地区水路改修工事を行います。阿月漁港施設機能強化工事費は、阿月漁港松浦地区の漁港施設において、荒天時の高波等による漁船への被害や施設への浸水防止のため、阿月漁港防波堤施設機能強化工事を行うものです。

15節原材料費は、漁業者が自ら漁港施設の補修等を行う際に必要な材料を支給するものです。

18節負担金補助及び交付金は、山口県漁港漁場協会と同協会玖珂支部の会費になります。

5目海岸保全事業費は柳井市が管理する漁港海岸保全施設の14地区の施設について、施設の更新や修繕に必要な費用を計上しています。

10節需用費の印刷製本費は、高潮ハザードマップの不足により増刷を行うもので、1,500部増刷する予定です。修繕料は海岸保全施設の舗装補修や排水補修などを行うものです。

11節役務費の看板等作成料は、柳井市が管理する陸こうの開閉についての利用者への告知看板の作成を行うものです。具体的には、柳井市が管理する陸こうは、津波や高潮に備え原則として閉鎖状態を保つ必要があります。しかし、利用状況や地域の事情により開門されている箇所について、地域や漁協の合意が得られた陸こうには、常時閉鎖を周知する看板を設置し、利用者の協力を求めるものです。告知内容としましては、お知らせ、来る南海地震に備えこの陸こうは常時閉鎖を実践しています。御利用の皆様は、開けたら必ず閉めてください。という内容を考えているところです。

170頁をお願いします。12節委託料の草刈作業委託料は、阿月竹の浦地区と柳井漁港宮本防潮堤の草刈業務を行うものです。土砂取除業務委託料は、市内漁港海岸において海岸土砂が堆積し排水管出口が閉塞した場合に取り除きを行うものです。

14節工事請負費の漁港海岸施設整備工事費は、台風時や異常潮位により発生する高潮や波浪等による被害から周辺住民の生命や財産を守るために令和6年度より着手した伊保庄漁港海岸上八地区高潮対策工事を行うものです。護岸等整備工事費は海岸保全区域内の木材による角落しの陸こうについて、長期間利用実態がなく木材が腐食している箇所について安全性の観点から適切な閉鎖を行うものです。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（斉郷 孝） 167頁18節で、新しく農業を始める方への支援はありましたが、新しく漁業を始められる方に対する項目がないのは、そういう問合せがないのですか。それと漁業用機械等整備費支援事業補助金は令和7年度でどれぐらい使われたのか教えてください。これは令和9年度までなので、要望が多ければ、令和10年度以降も続けるのか教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 漁業に新規で取り込まれる方につきましては、国が補助をしております。新規に漁業に就かれる方と教える方に補助が出ます。漁業機械につきましては、4件の相談がありましたが、1件間に合わないということで、3件の申請があります。レーダー探知機が2件、巻き上げ機が1件でございます。104名の正組合員に対して案内をしておりますが、大型機械が多いため、農業のようにすぐ機械を買おうとはならず、あまり申請がないのが現状でございます。3年を目途にしておりますが、農業を含めて状況を見ながら補助を継続し

ていくか判断していきたいと考えております。

委員（斉郷 孝） 漁業でいえば平生町の佐賀漁港で新しく漁業を始められる若い方がおられるということで、その方を盛り上げようとしていると聞きます。新規で漁業を始めたい方がおられたら積極的に柳井市でも盛り上げて、増やしていただけたらと思います。

委員長（三島 好雄） 要望でいいですか。

委員（斉郷 孝） 要望をお願いします。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 168頁10節の修繕費で港の街灯の修繕と言われましたが、ゼロカーボンシティ特別委員会でLED化というお話がありました。港についてLED化はどれくらい進んでいるのですか。

経済建設課長（新本 博） 修繕料につきましては、漁港施設の陥没や階段の補修、街灯の修繕等を行っております。LED化につきましては、機器が老朽化に伴い玉替えを行う段階になった際に積極的にLEDに更新しているところでございます。何割LED化しているかということにつきましては手持ち資料がございませんので、後ほど御回答させていただけたらと思います。

委員（藤沢 宏司） 製造年月の期限が決まっているので、それに間に合うように全部LEDにしていけないといけないと思うので、その辺は計画的にやっているのか、やっていないのか分かりませんが、どちらにしてもどこかが音頭を取ってやらないといけないようになると思うので、またそこをお願いしないといけないのかとったりするのですがいかがですか。

経済建設課長（新本 博） 更新については積極的に取り組んでおります。令和9年度を目標にLED化に努めているところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（田中 晴美） 167頁18節で漁礁設置や種苗放流の事業において成果が表れているのかお伺いします。

農林水産課長（村田 裕紀） 漁礁につきましては、大島、柳井においては終了しております。平郡は今年度終了するというところでございます。この漁礁につきましては、定着魚ということで、カサゴ、アコウ等が定着したと聞いております。アコウにつきましては幻の魚と言われておりますが、最近結構揚がってきております。ただ回遊魚はなかなか定着しないので、なかなか効果が出ていないところでございます。

委員（田中 晴美） 温暖化による海水温の上昇ということで、近い将来イセエビも来るかもしれませんので、その辺も希望をもって計画していただけたらと思います。要望です。

農林水産課長（村田 裕紀） イセエビは平郡で獲れている状況でございます。地球温暖化は1つの議題として挙がっております。藻場がなくなることでアワビやサザエといった貝類がなかなかつかないと言われております。下水処理場の排水基準を下げる動きもありますが、なかなかすぐ結果が出るものではなく、黒潮の大蛇行が終わったので、多少漁獲高が上がってくるのではないかと聞いております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はござい

ませんか。

委員外議員（長友 光子） 164頁18節で民有林に対して造林推進とか、保育推進とか、竹林転換事業の補助金が計上されています。今、山林は手が入らなくて荒れ放題で、竹林はどんどん浸食をしているのを見ると、予算がとても少ないと思うのですが、何か抜本的に力を入れていくという方針はお持ちでしょうか。

農林水産課長（村田 裕紀） 受託業者が森林組合となっておりますが、森林組合は柳井市を含め、岩国市、田布施町などいろいろなところを受け持っておりますので、作業を広げることが難しいところがございます。林業従事者が少ない状況でございますので、予算を上げてても難しいところはございます。また、地権者の同意も必要であり、同意がなかなか取れないということもあり、作業が進まないという状況でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、休憩に入ります。

（休憩 午後2時46分）

（再開 午後2時59分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員を再開いたします。

先ほどの山本達也委員と藤沢委員の質問に対して執行部から回答をよろしくお願いたします。

商工観光課長（水村 康弘） 柳井広域シルバー人材センターについて先ほど柳井市はBランクとお答えさせていただきました。Bランクの場合533万9,000円の基準額となります。ただし柳井市は広域シルバー人材センターでございますので、これに1.5倍の係数をかけて800万8,500円となります。さらにサポート事業という保育や介護、人材不足の分野での就業機会を開拓する事業を行っているシルバー人材センターに加算されるものがあり、これが330万2,000円であり、その結果1,131万円となっております。これは国の基準や係数が変わらない限り毎年同じような金額になります。

経済建設課長（新本 博） 先ほどの藤沢委員からの御質問について説明させていただきます。柳井市が管理する漁港6漁港の街灯は289基ございます。その内LED化が済んでいるのは、256基でございます。整備率は88.6%でございます。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。

それでは、171頁の商工費から農林水産業施設災害復旧費までについて、執行部から説明をお願いします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工振興費は、経済団体であります商工会議所及び商工会への支援を行うほか、中小事業への経営安定対策として制度融資の預託や利用者の保証料の負担を行うとともに、創業時の初期経費に対して創業者へ補助を行うものでございます。また、交通インフラへの支援策として、お出かけサポート事業の委託料をはじめ、離島航路事業、地方バス路線維持対策事業、予約制乗合タクシー運行事業に対する補助を行うものでございます。

1 1 節役務費の手数料は、柳井金魚ちょうちんの立体商標登録に係る手数料でございます。

1 7 2 号を申し上げます。1 2 節委託料の公共交通デジタル化推進業務委託料は、お出かけサポート事業におけるデジタル助成券 YANACA を運用するためのシステムに係る委託料でございます。お出かけサポート事業運賃助成委託料は、平郡航路有限会社やタクシー事業者に対する運賃助成に係る委託料でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金の柳井市地域公共交通協議会負担金は、予約制乗合タクシー事業などの公共交通計画について協議・検討を行う協議会に対する負担金でございます。商工会議所補助金は、柳井商工会議所の運営費及び中小企業の指導育成事業等に対する補助金でございます。商工会補助金は、大島商工会の運営に要する経費に対して補助するものです。市制度融資保証料補給補助金は、中小企業を支援するため、本市独自の融資制度を設けておりますが、この制度を利用された事業者に係る山口県信用保証協会の保証料について、その全額を補助するものです。離島航路補助金は、平郡航路有限会社が運航する航路について、令和6年10月から令和7年9月までの運航に係る欠損額を対象に県補助金と併せて補助するものです。地方バス路線維持対策補助金は、市内の生活バス路線及び国庫補助路線など、現在21系統に対して補助するものです。中心市街地小売商業・街づくり推進事業費補助金は、空き店舗対策事業30万円及び賑わい創出事業50万円について、事業主体である柳井商工会議所に対して補助するものです。1 7 3 号を申し上げます。柳井市地域ブランド推進協議会補助金は、柳井ブランド推進事業を実施するため、柳井市地域ブランド推進協議会に対して補助するもので、首都圏及び関西圏における本市のPR活動を継続して行うとともに、今年の10月から12月まで県内で実施される山口デスティネーションキャンペーン、いわゆる山口DCへの取組に要する経費です。予約制乗合タクシー運行事業補助金は、日積地区、大島地区、伊陸地区及び阿月地区の社会福祉協議会が実施する予約制乗合タクシーの運行事業に対する補助金で、対象期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日までとなっております。創業者支援補助金は、柳井市創業支援計画に基づき、商工会議所等や金融機関から所定の指導を受けて創業計画書を作成した創業者に対し、事業を創業した場合に初期投資に要する経費の一部を補助するもので、来年度は2件分を計上しております。企業立地促進事業所設置奨励金は、進出企業から今年度納付いただいた固定資産税相当額について、条例に基づき来年度に奨励金として交付するものです。交付額は、トクヤマが1,083万円、サンテックが68万円となっております。次の企業立地促進雇用奨励金は、トクヤマに係る雇用分として既卒者2人分を計上しております。市制度融資預託金及び商工中金預託金は、それぞれ市内中小企業、または商店街振興組合等の経営安定対策の一環として低金利の融資制度を実施するため、あらかじめ融資の原資を金融機関に預託するものです。

3 目観光費は、観光施設の維持管理や観光協会の活動支援などに要する経費を計上しております。

1 0 節需用費の印刷製本費ですが、やない西藏のパンフレットをリニューアルするための撮影、デザイン、印刷費用でございます。

1 7 4 号を申し上げます。1 2 節委託料の産業廃棄物処理委託料、不要設備撤去委託料及びPCB含有分析調査等業務委託料は、旧神西小学校の高圧受電設備の撤去に関連するもので、

PCBが含まれているか分析調査を行い、含まれている場合には適切に処分するための経費です。マリンパーク監視救護委託料は、海水浴場開設期間中に陸上監視員を配置するための経費です。併せてマリンパークにおけるサメ防護ネットの設置及び撤去に係る費用も計上しております。175万円をお願いいたします。ふれあいビーチサメ防護ネット等取付・撤去委託料は、マリンパークと同様にサメ防護ネットの設置及び撤去を行うものです。やない西蔵管理運営委託料は、指定管理者である柳井広域シルバー人材センターに管理を行わせるもので、指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。実施設計委託料は、大島観光センターのリニューアルに係る実施設計を行うための委託料です。大島観光センター管理運営委託料は、指定管理者である大島産業振興協会に管理を行わせるもので、指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

13節使用料及び賃借料の借地料は、やない西蔵の借地料70万5,800円と観光看板を伊陸久可地の旧バス回転場の民地に設置していることに伴う借地料115円に係るものです。

17節備品購入費のロッカー購入費は、平成5年に整備されましたマリンパーク更衣室のロッカーについて、故障により使用できない箇所が多くなっていることから新たに整備するものです。

18節負担金補助及び交付金の各種協議会等負担金は、山口県国際観光推進協議会への負担金です。県観光連盟負担金は、山口県観光連盟が実施する観光客誘致事業、観光宣伝事業、観光客受入整備事業及び誘致対策・試行事業に対する負担金で、通常分76万9,000円に加え、今年の10月から12月末まで開催される国内最大級の観光キャンペーンである山口DCの実施に伴う負担金7万6,000円を加えて計上しております。観光協会補助金は、柳井市観光協会1,400万円、大島観光協会416万1,000円をそれぞれ補助し、両協会が実施する観光イベントや誘客活動を支援するものです。柳井市観光協会の主な取組といたしましては、観光特産品部会、SNS部会、高校生部会、金魚ちょうちん部会の各部会において情報発信を行うとともに、山口DCに併せてやないもフェアに取り組む予定です。また、市内行事である柳井天神春まつり、伊陸天神まつり、日積八朔大踊り、阿月神明まつりなど各地域の祭りに対する補助をすることで地域イベントの支援をしております。

176万円をお願いいたします。4目流通対策費は、柳井地区広域消費生活センターの運営に要する経費です。

11節役務費の広告料は、地元紙サンデーやないに注意喚起の広告を掲載する経費で年10回掲載するものです。

177万円をお願いいたします。12節委託料の番組制作委託料は、消費者の安心・安全を確保するための啓発の一環として、ケーブルテレビで放送する年6回の番組制作を委託するものです。内訳は5分番組の収録・編集及び放送料です。

13節使用料及び賃借料のソフトウェア使用料は、消費生活相談員が使用するパソコン2台のソフトウェア年間手数料と啓発活動等でチラシを作成するために使用するイラストソフトの年間手数料に要する経費です。

17節備品購入費のパソコン購入費は、4月から新たに消費生活相談員を雇用する予定であ

ることから業務で使用するタブレットを購入するための経費です。

1 8 節負担金補助及び交付金の研修会等負担金は、消費生活相談員の資質向上及びシステム更新に伴う操作研修のため、国民生活センターが実施する研修会へ参加するための負担金です。なお、これらの経費は広域の消費生活センターとして実施する事業であり、1 市 4 町で費用を負担して運営しています。この負担金につきましては、歳入の 5 7 号 商工費雑入、広域消費生活相談窓口運営費負担金として計上しております。

5 目柳井金魚ちょうちん祭り事業費は、柳井金魚ちょうちん祭りの開催に要する経費です。

1 7 8 号をお願いいたします。1 1 節役務費の広告料は、本市がフェリー航路により松山方面と結ばれていることから松山方面からの観光誘客を図るため、いよてつ総合企画が 1 5 万部を無料配布している夏休みイベントガイドに本市の観光情報を掲載するものです。このイベントガイドは、愛媛県内の公立・私立の小中学校の児童生徒、幼稚園児、保育園児、認定こども園児等を対象に配布されているものです。近年は、本市以外の山口県内の自治体や関係団体にも掲載依頼が広がっており、県内イベントの掲載が増えることでフェリー航路の利用促進につながり、本市への観光誘客にも寄与するものと考えております。

1 2 節委託料の金魚ちょうちん作製委託料は、柳井金魚ちょうちんに防水加工を施した新規作製と既存ちょうちんの張替えを委託するものです。金魚ちょうちん装飾電源取付撤去委託料は、道路沿いに装飾する柳井金魚ちょうちんの電源設備や竿灯の設置・撤去のほか、イベント広場、三角橋周辺、麗都路スクエアなどの装飾撤去に係る経費です。

1 8 節負担金補助及び交付金のイベント交流事業補助金は、金魚ねぶた等、祭りイベントを実施いただく団体に対する補助金です。来年度は、第 3 5 回の記念開催となることから、柳井金魚ちょうちんのルーツである弘前市の弘前ねぶた招待し、金魚ねぶたとの共演を実施する予定です。このため、弘前市観光プロモーション実行委員会への補助金として、事業費 8 5 0 万円の 2 分の 1 にあたる 4 2 5 万円を計上しております。また、令和 4 年に柳井市観光協会が作製した扇形の弘前ねぶたを修繕し、祭りの際に弘前ねぶたとともに披露するための修繕費も計上しております。以上でございます。

経済建設課長（新本 博） 1 9 9 号をお願いいたします。2 目水防費は、大雨時の浸水等の対策に必要な経費を計上しています。

1 2 節委託料の 2 段目仮設ポンプ据付・撤去業務委託料は、伊保庄の東田布路木高須浜地区と東田布路木地区そして西高須地区の 3 か所に住宅の浸水対策として仮設ポンプの設置するものです。

1 3 節使用料及び賃借料の諸借上料は、さきほど御説明した伊保庄地区の 3 か所の仮設ポンプにおいて大型台風の接近など気象の状況に応じて、一時的に排水ポンプ増設するものです。

2 3 8 号をお願いいたします。1 目現年農林業施設災害復旧費は豪雨や台風等により農業施設などが被災した場合に迅速な対応を行うものです。

1 2 節委託料は、災害発生時のライフライン確保のための崩土取除作業や二次被害を防ぐための応急対応業務そして本復旧に必要な測量設計を行うものです。

1 3 節使用料及び賃借料の重機借上料は、災害発生時の初期対応を行うものです。

2 目過年農林業施設災害復旧費の 1 2 節委託料の分筆登記委託料は、令和 7 年度農林施設災

害復旧工事の完了に伴い構造物を民地に設置した範囲について柳井市に所有権移転登記を行うものです。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（山本 達也） 178頁18節にイベント交流事業補助金とありますが、その中身が見えてこないのので教えてください。

商工観光課長（水村 康弘） まちなか装飾イベントとして柳井商工会議所がドーム型のアーチの中に柳井金魚ちょうちんを飾る事業に対して56万円の計上となっております。また、柳井金魚ねぶたイベント補助金としてねぶた部会に対して220万円。併せてねぶた部会の保管料として40万円。白壁江戸まつりイベントに対して35万円。オリジナル金魚ちょうちんイベント補助金として21万円。弘前ねぶた誘致補助金で425万円。さらに先ほど申しました金魚ちょうちん交流補助金として、令和4年に作った子ねぶたを改修するのに185万2,400円となっております。以上が内訳となります。

委員（山本 達也） 次に175頁12節の大畠観光センターの実施設計委託料で、新年度に実施設計委託料が載っているということは、もう地元や観光センター等において聞き取りとか下準備はもうされたと思ってよいですか。

商工観光課長（水村 康弘） 大畠観光センターにつきましてはまだ地元団体と協議しているところでもあります。実施設計が令和8年度の後半に完了することを目標としております。あまり早く実施設計をすると単価入替の費用がかかってしまうので、それができるだけ少なくなるように3月末に実施設計が完了するようにしていきたいと考えております。地元との調整はすでに行っていますが、結論に至っておりませんので、また地元関係団体と実施設計の内容について協議していきたいと考えております。この金額につきましては、想定されるものから少し多めに係数をかけて予算計上させていただいており、地元の要望にも対応し得るようにしております。

委員（山本 達也） 聞き及ぶところによると対岸に物産館のようなものができるという話も耳にしました。リニューアルするのであれば観光センターとして見劣りしないような集客できる施設にして欲しいと思います。じっくり地元の皆さんと協議を重ねていただきたいと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 172頁12節のおでかけサポート事業でYANACAのときはバスがなくて、これもバスがないですね。バスの利用客ってまあまあいるんですね。どうやって対応されますか。

商工観光課長（水村 康弘） YANACAをスタートする際にも防長バス株式会社に要望をさせていただいております。ただなかなかQRコードをバスの運転手が乗車、降車の際に読み込むのが難しい、また、すでにICOCAをシステムとして導入しているのでそれ以上のところは難しいと聞いております。高齢者おでかけサポート事業を高齢者支援課で行っていましたが、そのバス利用については金額ベースでいうと1%程度の利用率となっております。利用者については1割を切る程度で利用されているようなのですが、バスの運賃であるとタクシーと比べ少し安めの設定となっていることが多いので、今回はデジタル化をやっていく中で、近隣市

町もYANACAの視察に来られておりますので、近隣市町で導入していくことになれば、防長バス株式会社も考え方を改めて導入に動いていただける可能性もあるとは思いますが、現時点では厳しいと回答をいただいております。

委員（藤沢 宏司） 公共交通デジタル化推進業務委託料ってどこに支払うのですか。

商工観光課長（水村 康弘） プロポーザルで決定いたしましたTOPPAN株式会社のシステムを利用して運用しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 175号18節の観光協会補助金で柳井市観光協会が1,400万と言われたと思うのですが、補助率は何%ですか。

商工観光課長（水村 康弘） 補助率というよりは運営に関する経費の積み上げに対して行っているものでございます。

委員（山本 達也） 言い方はおかしいですが委託料みたいなもんですか。実財源を見てないんですよね。運営費全てですか。

商工観光課長（水村 康弘） 運営費全てではなく、事業の積み上げはあるのですが、その中で協会からの会員の費用とかも入れて総事業費を引いたところが補助となっております。

委員（山本 達也） その総事業費からの補助率は出るのではないですか。

商工観光課長（水村 康弘） そういう意味でいえば補助率となりますが、特に何%と定めたものはございません。計算をすると83.5%が事業費の中で補助によるものでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（友座 泰） 174、175号でマリパークとふれあいビーチのサメ防護ネットの予算がありますが、金額に差がありますがこの違いは何ですか。

商工観光課長（水村 康弘） マリパークは柳井漁協、ふれあいビーチは大島漁協にやっていたいておりまして、長さやアンカーを止める方法やアンカーの数によって見積もりしていただいたものに対して委託料としてお支払しているものでございます。

委員外議員（友座 泰） 両方のネットの長さはいくらですか。

商工観光課長（水村 康弘） マリパークは220m、ふれあいビーチは160mとなっております。

委員外議員（友座 泰） サメ防護ネットなのでしょうか。サメが出た時にはマリパークもふれあいビーチも本当のサメ防護ネットだったのですが、その後マリパークはサメ防護ネットではなくなったと思うのですがいかがでしょうか。

商工観光課長（水村 康弘） 以前は海上警備ということをとっていましたが、サメ防護ネットを設置することによって海上の警備はなくなったとなっております。サメ防護ネットではないところが水深の関係でマリパークは約8m、ふれあいビーチは約5mとなっております。

委員外議員（友座 泰） 私が聞くのは海開きのときにブイしかないと聞いておりましたので、本当のネットなのかどうなのかを確かめたかったのですが。

商工観光課長（水村 康弘） ネットであります。ブイの下にネットがついております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第11号中の経済部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号中の経済部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第13号令和8年度柳井市市有林野区事業特別会計予算、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

農林水産課長（村田 裕紀） 予算書293番をお願いします。林野区は地域が持っている山林財産を市が代わりに管理するための会計です。市有林野区事業につきましては、令和8年度から従来の柳井、日積、阿月の3林野区に加え、令和7年度末をもって廃止された伊保庄財産区の財産を本市が引き継ぐことに伴い、新たに伊保庄林野区として他の3地区と同様の形態で管理・運営を行うための予算を計上しております。

295番1目一般会計繰入金2,560万円は、伊保庄財産区の廃止に伴い、同財産区が保有していた現金を本市が受け入れ、その額を林野区特別会計へ繰り入れるものであります。なお、受け入れた資金につきましては、他の林野区と同様に定期預金として積み立て、伊保庄林野区の運営の原資とする予定としております。伊保庄林野区に係る主な収入については以上であり、その他の収入につきましては、例年どおりとなっております。

続いて支出についてであります。先ほど申し上げましたとおり、本事業はそれぞれの林野区が管理する区域に係る諸収入を財源として運営いたします。

298番の柳井林野区につきましては、ヒノキの造林地1.33haの竹の伐採に係る負担金を計上しております。そのほか、林野委員の報酬など運営のための管理費を計上しております。

299番の日積林野区事業費につきましては、ヒノキとスギの造林地2.43haの間伐に係る負担金を計上しています。そのほか、森林保険料や林野委員会の報酬など運営のための管理費を計上しています。

300番をお願いします。伊保庄林野区事業費の伊保庄林野区事業費1節は、委員の報酬でございます。新しい委員は7名で財産区の議員が引き続き委員となられる予定です。

18節負担金補助及び交付金は0.3haの保育間伐に係る負担金を計上しております。

22節投資及び出資金につきましては、山口県東部森林組合への出資金です。

24節積立金につきましては、伊保庄財産区からの財産などを基金に積み立てるものです。

301番をお願いいたします。阿月林野区事業費は委員会の林野委員会の報酬など運営のための管理費を計上しております。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（岡 龍一） 伊保庄地区の旧財産区について令和8年度から林野区に変わるということで、

伊保庄地区の住民の方には財産区から林野区への変更をどう周知されたのですか。また、記憶違いかもしれませんが、伊保庄財産区のとときの歳入が今計上されている金額よりも少し高かったのではないかと思うのですか教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 伊保庄財産区につきましては、広報で周知させていただいております。もう1つの質問につきましては後ほど御回答させていただきます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第13号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第17号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

商工観光課長（水村 康弘） 48号をお願いいたします。1目労働諸費の移住就業等支援金は、実績見込みにより減額するものです。

2目アクティブやない運営費ですが、記載のとおり地方債の借り換えによるものでございます。

農林水産課長（村田 裕紀） 3目農業振興費です。1節報酬、3節職員手当等、13節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊の任用が4月から6月に変更になったことにより、2か月分の費用を減額するものでございます。

12節委託料は、見積り減によるものでございます。

18節負担金補助及び交付金の農地集積協力金は、交付対象面積及び単価改定等の実績によるものでございます。新規就農支援事業補助金、定着支援給付金及び新規就農者育成総合対策交付金は、要望に基づき予算を計上しておりましたが、実績により減額するものでございます。新規就農者育成総合交付金については、就農者の認定が遅くなったことにより、交付金や経営発展支援事業の施設補助金を減額しております。農地利用効率化等支援交付金は、要望しておりました有限会社友進の籾摺り機が不採択となり減額するものでございます。

5目農業研修施設管理費の12節委託料の耐震診断業務委託料は、額が確定したため執行残を減額するものでございます。

経済建設課長（新本 博） 7目農地費の18節負担金補助及び交付金の農業競争力強化農地整備事業負担金は、山口県が実施する県営ほ場整備事業の新庄南地区および余田南地区の事業負担金です。このたびの補正は国からの追加内示による事業費の変更を行うものです。

農林水産課長（村田 裕紀） 50号をお願いいたします。2目林業振興費は林業の活性化や持続

的な発展を目的とした事業でございます。

1 2 節森林経営管理制度業務委託料は、意向調査と山林調査の処理件数及び日積地区集積計画の計画対象地が確定したため減額を行うものでございます。日積地区集積計画策定業務は、計画対象地の確定により面積が減少となったものでございます。

1 8 節造林推進事業補助金及び竹林転換事業補助金につきましては、事業実施主体である県東部森林組合の施業実績見込により減額するものでございます。竹林転換事業補助金につきましても、実績見込により減額するものでございます。有害鳥獣捕獲対策補助金は、想定した捕獲頭数よりも少なかったため減額をするものでございます。

2 4 節森林環境整備基金積立金は、森林環境譲与税が増額見込になったため、その分を基金に積み立てるものでございます。

5 1 号をお願いします。2 目水産業振興費の 1 8 節の離島漁業再生支援交付金は、県の内示により減額するものでございます。

経済建設課長（新本 博） 4 目漁港管理費の 1 2 節委託料の実施設計委託料は、鳴門漁港遠崎 A 防波堤実施設計業務において国の内示による額の確定により減額するものです。

1 4 節工事請負費の漁港施設補修整備工事費は、柳井漁港江の浦 A 防波堤機能保全工事において漁船の係留施設の梯子の再利用を行ったことで工事内容を変更し減額するものです。水路改修工事費は阿月東水路改修工事において、実施単価への組替えと入札減により減額するものです。阿月漁港施設機能強化工事費は、阿月漁港西 B 防波堤機能強化工事において国の内示に伴う額の確定により減額するものです。

5 目海岸保全事業の 1 2 節委託料の実施設計委託料は、伊保庄漁港海岸上八地区陸開設計業務において国の内示により減額するものです。

1 4 節工事請負費の漁港海岸施設整備工事費は、令和 6 年度より着手した伊保庄漁港海岸上八地区高潮対策工事において国の内示に伴う額の確定により減額するものです。

商工観光課長（水村 康弘） 続きまして 5 2 号をお願いいたします。2 目商工振興費 1 2 節お出かけサポート事業運賃助成委託料は、実績見込みにより減額するものです。

1 8 節負担金補助及び交付金の市制度融資保証料補給補助金は、年度末に予算の不足が見込まれることから、今回、想定される不足額を補正するものです。離島航路補助金は、国の補助金が増額となったことに伴い、県及び市の負担額が減少したため減額するものです。なお、商工費県補助金、離島航路事業費補助金につきましても 2 4 号に記載のとおり減額となっております。地方バス路線維持対策補助金は、市内の生活バス路線や国庫補助路線など 1 9 系統に対し補助しているものです。安定したバス運転手の確保に向け、生活支援手当の支給などにより人件費が増加しており、また、交通系 IC カードシステムのランニングコストも増加しております。このため、交通事業者である防長交通株式会社への補助金を増額するものです。企業立地促進雇用奨励金は、実績見込みにより減額するものです。

続きまして、3 目観光費でございます。1 2 節委託料は、いずれも入札等による減額でございます。

続きまして、4 目流通対策費でございます。消費生活相談員 1 名が昨年 6 月末で退職したことに伴い減額するものです。

続きまして、53万円をお願いいたします。金魚ちょうちん祭り事業費についてですが、本年度は、来場者約8万9,000人を迎え開催いたしました。

12節委託料と13節使用料及び賃借料は、それぞれの事業の入札による減額や、事業実績に基づき減額補正するものです。

18節負担金補助及び交付金は、柳井市合併20周年を記念し、祭りのフィナーレとして、300機によるドローンショーを柳井商工会議所の主催で実施いたしました。そのドローンショーへの寄付が集まったことから減額するものです。

経済建設課長（新本 博） 65万円をお願いいたします。1目現年農林業施設災害復旧費は今年の8月豪雨により被災した農林施設災害の復旧の費用となります。

14節工事請負費の単独災害復旧工事費は農業用施設災害復旧工事16件のうち、柳井中馬皿地区災害復旧工事において、現場への資材の搬入に伴い延長65mの工事用道路の設置が生じたことにより増額するものです。補助災害復旧工事費は、農業用施設災害復旧工事7件において国の災害査定の結果による実施単価への組替えや入札減による額の確定により減額するものです。

66万円をお願いいたします。2目過年農林業施設災害復旧費の12節委託料は分筆登記委託業務の完了に伴う額の確定により減額するものです。

1目現年土木施設災害復旧費は今年の8月豪雨により被災した土木施設災害の復旧の費用となります。

12節委託料の517万2,000円の減額のうち17万2,000円が経済建設課分として測量設計業務3件の完了に伴う額の確定により減額するものです。

14節工事請負費の単独災害復旧工事費は実施単価への組替えや入札減による額の確定により減額するものです。

補正予算書の8万円をお願いいたします。繰越明許費について説明します。11災害復旧費の事業名農業施設災害復旧事業（単独災害・現年）についてですが、12月補正により繰越承認をいただきましたが、3月補正での柳井中馬皿地区災害復旧工事の工事費の増額により金額の変更をお願いするものです。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（斉郷 孝） 49万円18節新規就農者育成総合対策交付金で525万円減額になった理由を教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 予定していた新規就農者がいたのですが、柳井市以外のところに就職されたのが1件225万円あります。それと交付金の中にある経営発展支援事業で、ブルーベリーをやられている方が就農の計画が遅れ、防鳥ネットを設置する予定でしたが、採択にならなかったということで減額しているものでございます。

委員（斉郷 孝） 令和7年度は2人の申込みがあったということで、他にも申込みがあったのですか。

農林水産課長補佐（半田 一豊） 経営発展支援事業については、1人申込みがあったのですが、計画の認定が遅れたためなくなりました。ほかにも細かい事業がいくつかあるのですが、新規

就農支援事業補助金については、申し込みがなかったわけではなく、対象者がいなかったということで減額となっております。定着支援給付金につきましては農業法人への就職者が想定よりも少なかったということで減額しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 50頁18節の有害鳥獣捕獲対策補助金で、捕獲が少なかったということですが、どうして捕獲が少なかったのか原因は捉えられていますか。

農林水産課長（村田 裕紀） 近隣市町でも捕獲頭数が少なくなっているようでございます。春先の段階で通常であれば150～200頭とれるのですが、70頭ぐらいだったので、県に問合せをしました。そうすると雨が少なく、暑かったため、子どもが育たなかったことが原因ではないかと言われました。令和5年に流行した豚コレラの影響が再び柳井市にもないかと調べたところそういった事例は確認できませんでした。今年はイノシシだけでなくサルやアナグマの目撃情報も昨年度に比べ減っております。実際の原因としては確認できておりません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 53頁18節のイベント交流事業補助金で減額が344万円で、6月補正で事業費が660万円上がっていたと思うのですが、この事業は316万円で終えたということですか。さっきの説明では寄附金があったということは、商工会議所が集めた寄附金がこの減額分の344万円ととらえていいですか。

商工観光課長（水村 康弘） おっしゃるとおりでございます。当初660万円で予算を組んでおりまして、商工会議所がいろいろなところの協賛をいただきましたので、一般事務費等を精算した結果、344万円の減額に至った、つまり316万円の支出となっております。

委員（山本 達也） 次に48頁18節の移住定住等支援金で補助金の交付要件と補助件数を教えてください。

商工観光課長（水村 康弘） 本事業につきましては、国の支援として、東京23区に在住、通勤する方に対して単身の場合60万円、世帯だと100万円となります。その内18歳未満が含まれる家庭の場合は、その数に応じて100万円を加算するものでございます。それに伴い県の補助金として新たに創設した東京23区だけでなく、東京圏、愛知圏、関西圏、広島圏及び福岡圏に在住されている方についても同じように単身が30万円、世帯が50万円補助するものでございます。令和7年度につきましては、1名の見込みがございましたので、その1名だけを残して減額するのではなく、これから出てくる可能性も見越しつつ減額するものでございます。

委員（山本 達也） 正直言ってこの補助金の利用者が増えないのはある程度は理解できるのですが、この補助金はどのような場所でどのようにPRをされているのですか。

商工観光課長（水村 康弘） PRにつきましては、山口しごとセンターであったりとか、東京事務所でもブースを設けて相談に来られた方に対して山口県内一律にサポートを支えていただいている状況でございます。

委員（山本 達也） 制度的には素晴らしい制度だと思っています。しかしながらなかなか周知していかないのも事実だと思います。根気よくPRしていただきたいと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第17号中の経済部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号中の経済部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。

（休憩 午後4時5分）

（再開 午後4時14分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

農林水産課長から先ほどの岡委員からの質問に対して回答があるようなのでよろしくお願ひします。

農林水産課長（村田 裕紀） 予算書の294頁をお願いします。伊保庄は83万6,000円となっております。ソフトバンクやNTTの電柱の財産使用として計上されております。その部分で余った分を基金に積み立てております。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。

次は、議案第19号令和7年度柳井市市有林野区事業特別会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

農林水産課長（村田 裕紀） 81頁をお願いします。柳井林野区事業費の基金利子積立金です。三ヶ嶽の市有林は、大正4年に旧柳井町と柳井・古開作地区で契約を締結し、伐採収益を案分してきましたが、令和7年9月25日の契約満了に伴い終了しました。これに伴い、地区に残る分収金の一部を柳井林野区の林野振興のため寄附いただくものです。

歳入について84頁をお願いします。寄附金について、柳井地区への林野振興寄附金として166万4,000円を計上しています。

次に歳出について85頁をお開きください。歳入の寄附金166万4,000円を柳井林野区積立基金に積み立てるものであります。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

委員（藤沢 宏司） もともと分収林であったものが契約満了に伴って資産を案分して分収林の分だけのお金を柳井市がいただいて、残りは持ち主に返したということでもいいですか。

農林水産課長（村田 裕紀） 柳井の分収林につきましては、昔売り上げた残金を自治会が所有しておりましたが、積み立てた基金に対して自治会長たちが使い方が分からないということで、

寄附をしたいという意向がございました。その寄附を市が受け取り、積み立てるものでございます。

委員（藤沢 宏司） 分収林の権利はどこにあるのですか。

農林水産課長（村田 裕紀） 柳井林野区にあります。

委員（藤沢 宏司） 割合があるんじゃないですか。分収林も市の権利とその地元自治会の権利が分かれていると考えていいんですよね。

農林水産課長（村田 裕紀） そのとおりでございます。

経済部長（有道 茂一） 補足説明をさせていただきます。分収林と言っても収益が上がっているわけではなく、かなり過去に案分された収益の一部が残っていたので、それを今の委員がどうしたらよいか分からないということがあり、今回、市に申し出たということで、今回柳井市が寄附を受けたということでございます。分収林の割合は市が65%、地元が35%という割合で分収林の契約に基づいて収益を分けていたという経緯でございます。

委員（藤沢 宏司） 分収林の契約の割合はそのまま貯金があったので、その分を案分してもらったということですか。

経済部長（有道 茂一） 案分で市に入るものと地元に入るもので分けたものが地元に残っていたということで、ずっと使わずに代々受け継がれてきたものを分収林契約の期間満了に伴い、次はどうしようかという中で、自分たちも分からなくなってしまうということで、その分を市に寄附したいということでございます。

委員（藤沢 宏司） ということは全額いただいたということですね。

経済部長（有道 茂一） 全額柳井市に寄附をいただきました。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） これより議案第19号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次に、大きな3番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工観光課から2件御報告申し上げます。まずサザンセット・ロングライドinやまぐちについて御報告いたします。

サザンセット・ロングライドinやまぐちにつきましては、これまで柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の1市4町が連携し、広域的な観光振興や地域経済への波及効果を期待して実施してまいりました。

しかしながら、近年、自転車イベントは、全国各地で数多く開催されている一方で、コロナ

禍以降、参加者数の回復が鈍く、参加者の減少や伸び悩みが全国的な課題となっております。

本イベントにおきましても令和6年度は参加者が十分に集まらず中止となり、令和7年度は、規模を縮小して実施いたしましたが、エントリー数は407人、実走者376人とどまるなど、今後、大幅な参加者の増加を見込むことは、難しい状況となっております。また、当初は前夜祭の開催や宿泊需要の創出などを通じて、1市4町における広域的な経済効果を期待しておりましたが、現在は、参加者の減少から前夜祭も実施しておらず、宿泊者数も限定的であることから、当初想定していたほどの経済波及効果が得られているとは言い難い状況であります。さらに、参加者数の減少に伴い参加料収入も縮小しており、イベント運営における採算性は年々厳しさを増しております。

その結果、運営に必要な委託費の確保が難しくなり、関係市町の負担が相対的に増えている状況となっております。加えて、公道を使用するイベントであることから、安全確保やリスク管理の面でもこれまで以上に十分な体制を確保する必要がある状況となっております。

こうした状況を踏まえ、本年1月27日に開催された令和7年度第2回サザンセト・ロングライド実行委員会において慎重に協議を重ねた結果、今年度をもって終了することとなりましたので御報告申し上げます。

続きまして、花香遊について御報告申し上げます。

白壁の町並みを会場に花と香りをテーマとしたイベント第23回花香遊を3月15日に柳井市観光協会の主催により開催いたしました。本イベントは、白壁の町並みに残る旧家や文化施設などを会場として、歴史ある町並みの魅力を生かしながら、お香や和文化に触れる体験や催しなどを通して、本市の観光振興と地域文化の発信を図ることを目的として実施しているものでございます。

今年度は、白壁の町並み一帯を会場に、お香遊び、お茶席、投扇興などの体験企画のほか、手作り和雑貨やスイーツの販売、講演会、カルタ大会などを実施いたしました。また、地域の伝統行事である十三参りを開催し、13歳を迎える子どもたちの成長を祝うとともに、厄落としや知恵と福德を授かる行事として実施いたしました。さらに、組香と呼ばれる香り当ての遊びであるお香遊びを事前予約制で開催し、白壁の町並みの雰囲気の中で、日本の伝統文化に触れる機会を提供いたしました。加えて、国森家住宅におきまして、落語家・牛乃家べこまる氏による独演会を開催し、白壁の町並みの歴史的建造物を活用した文化企画として、来場者に落語を楽しんでいただいたところでございます。このほか、着物で町並み散策を楽しんでいただくための着付体験なども実施し、来場者に白壁の町並みの魅力を体感していただく取組を行ったところでございます。

当日は天候にも恵まれ約3,000人の来場があり、白壁の町並み一帯において多くの来場者でにぎわいました。

企業立地推進室から2件御報告申し上げます。1件目ですが株式会社宝計機製作所との進出協定について御報告いたします。

去る3月2日に、株式会社宝計機製作所と工場増設に係る進出協定を締結いたしました。

株式会社宝計機製作所は、昭和25年に創業された計量機器メーカーであり、本市に本工場を置き、長年にわたり事業を展開されている企業でございます。主な事業といたしましては、

デジタル台はかりなどの一般的な計量機器をはじめ、液体や粉体などを自動で計量し充填する産業用計量システム、また、トラックを丸ごと載せて重量を測定するトラックスケールなど、幅広い分野に対応した計量機器やシステムの開発・製造・販売を行っておられます。特に、危険物を取り扱う現場でも安全に使用できる耐圧防爆型の計量機器や充填装置の開発を強みとしており、製品の設計から、制御盤の製作、ソフトウェア開発、さらには組立、調整、メンテナンスまで、一貫して自社で対応されていることが特徴となっております。

今回の計画では、本社工場に隣接する土地約1, 213㎡を取得され、新たに工場を建設する予定とされております。これにより、既存工場との一体的な運用を図り、生産効率の向上と事業拡大につなげていかれる計画でございます。設備投資額は約3億円を見込まれており、工場増設に伴い、新たに5名の雇用も予定されております。これにより本市における雇用の確保と地域産業の発展にも大きく寄与していただけるものと期待しております。

続きまして、株式会社タイミーとの連携協定について御報告いたします。

去る2月6日に、株式会社タイミーと雇用創出と労働力の確保による産業振興に関する連携協定を締結いたしました。

本市におきましても、人口減少や少子高齢化により、市内事業者における人手不足が大きな課題となっております。業種や雇用形態を問わず、必要な人材を確保することが年々難しくなっており、従来の採用手法だけでは十分に対応できない状況が生じております。

こうした中、働きたい時間と働いてほしい時間を結び付けるスポットワークのマッチングサービスを展開する株式会社タイミーと連携することで、市内事業者の人材確保の支援と、多様な働き方の推進を図るため、今回の連携協定の締結に至ったものでございます。なお、株式会社タイミーとの連携協定は、山口県内では本市が初めてとなります。

協定に基づく具体的な取組といたしましては、まず、市内事業者を対象としたスポットワーク活用セミナーを3月12日に開催し、6社の参加がありました。セミナーでは、タイミーのサービス内容や活用方法を御紹介するとともにスポットワークを活用した人材確保の事例などについて説明がありました。また、事業者がタイミーのサービスを活用することで、短時間・短期間の就労を希望する人材とのマッチングが可能となり、人手不足の解消や業務の効率化につながるものと期待しております。一方、働き手にとりましても、空いた時間を活用して働くことができるなど、多様で柔軟な働き方の実現や、市内事業者と接点を持つきっかけづくりにつながるものと考えております。

今後は、本協定に基づき双方で定期的に協議を行いながら、市内事業者の人材確保支援や雇用機会の創出につながる取組について、連携して進めてまいりたいと考えております。

なお、本市では、令和5年度に株式会社リクルートと雇用促進に係る連携協定を締結しておりますが、リクルートの方針により全国の自治体との協定を解消することとなり、本市との協定につきましても今年度末をもって終了することとなっております。以上でございます。

農林水産課長(村田 裕紀) やまぐちフラワーランド入園者数200万人達成報告について報告いたします。資料07を御覧ください。

やまぐちフラワーランドにつきましては、平成18年4月21日の開園以来、多くの皆さまに来園いただいておりますが、このたび令和8年2月21日に入園者数200万人を達成いた

しました。

200万人目の来園者は、柳井市在住の男性であり、記念品として、柳井市在住のイラストレーターである檜垣圭子さんの作品種を追いかけてと、市内事業者であるキノイ合同会社が生産したミディタイプの胡蝶蘭リトルジェムを贈呈いたしました。

贈呈者様からは、200万人目と聞き大変驚いた。普段から月に1、2回ほど来園しており、園内を散歩すると癒やされる。いつも丁寧に管理されていると感じているとのコメントをいただいております。

なお、入園者数100万人は平成25年10月24日に達成しており、このときはお孫さんやひ孫さんと来園された81歳の女性が記念の来園者となっております。

今後も、年間を通じて花にふれあえる施設として、その魅力発信に努めてまいります。

続きまして資料08をお開きください。やまぐちフラワーランド開園20周年記念行事の開催について報告いたします。

やまぐちフラワーランドは、先ほども説明しましたが、平成18年4月21日の開園から本年で20周年を迎えることから、令和8年4月21日に20周年記念セレモニーを開催する予定としております。

当日は、これまでフラワーランドの運営に御協力いただいている2団体の方へ感謝状を贈呈するとともに、園内の新たな取組としてトライアルガーデンを紹介する予定です。

フラワーランドでは、約3.5haの園内で年間約100品目、500品種、約45万本の草花を栽培しており、四季を通じて常時約20品目100品種、約12万本の花を楽しんでいた庭園となっています。

開園から20年を迎える中で、やまぐちフラワーランドは多くの皆さまに親しまれる施設として利用されており、今後も花と緑を通じた交流と憩いの場として、さらなる魅力向上に努めてまいります。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はいかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、その他の件で各委員の皆さんから経済部の所管に属する事項について、御質疑等がございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

以上をもちまして、経済部関係の審査を終わらせていただきます。各委員の皆さん、また執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。

[執行部退席]

委員長（三島 好雄） 次に、大きな2番の次期閉会中の所管事務調査事項についてでございます。

本委員会の閉会中の所管事務調査事項については、前期任期中の委員会では、中心市街地の活性化と企業誘致について、地域資源を生かした観光の振興について、農林水産業及び地域の活性化についてということにしておりましたが、この度は、どのような案件とするかについて、皆様方の御協議をお願いいたします。

【 この間 閉会中の所管事務調査事項の協議 】

委員長（三島 好雄） それではただいまの皆様方の御発言を踏まえまして、本委員会の経済部に係る閉会中の所管事務調査事項については、インフラの維持管理について、資源を生かした地域の活性化についてに決定し、その旨を議長に対して申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よってそのように決定させていただきます。
それではこれもちまして本日の委員会を閉会いたします。

（閉会 午後 5 時 1 8 分）

委員長署名 _____ 三島 好雄 _____